

いますし、信用調査等の事務的な費用もかからぬい、そういう面もございまして、そういう意味で当然保証つきのものについては、貸出金利をそういった部分を反映させましてある程度の引き下げを図るべきものである、こういうふうに私ども考えておりまして、大蔵省を通じまして從来から各金融機関にそいつた指導をいたしておるところでございます。

その指導を受けまして、たとえば全国銀行協会は、ことしの三月十八日に全国銀行協会加盟の各社に対しまして、保証つきの貸出金利については保証のついてない場合に比べまして優遇をするようについて通牒を出しております。また、全国相互銀行協会も三月十二日に同様の趣旨の通牒を出しております。同時に、信用保証協会におきましても、先ほどちょっと申し上げましたように、保証の申込書に、保証つきの場合には貸出利率につきまして金融機関で相談に応ずることになつておる、こういう旨を印刷して刷り込んでおります。こういうことによりまして、保証つきの貸出金利は通常の場合よりも引き下げるということの指導を図つておるところでございます。

○神崎委員 先ほど長官が言われたように、その通達を出しておられることはこちらも承知しております。しかし、実際にその通達がどのように生かされているのかというところが問題なんですね。通牒を出し放しで、そして現状、先ほど指摘したようなことが巷間行われて困つておるのです。ですから、その通牒、通達を改めて出すということを次官からもお答え願ったのですから、今後は幾らか改善されるとは思いますが、従来のもので保証つきの金利の実情について当局は調査を行つたことがありますか。

○吉田説明員 お答え申し上げます。

われわれの方で内々の調査を行つたことはござります。それによりますと、保証のつかない貸出金利に比べまして、保証がついているものがどの程度金利が安くなつておりますかと申しますと、四十七年当時で大体〇・三五%程度、それから本

年分につきましてはおおむね〇・四%から〇・五%程度下がるものと、こういうふうに見込んでおります。

○神崎委員 四十七年ごろの〇・三五%と本年の〇・四%から〇・五%というと、これはもう全然実情に沿つてないですね、四十七年当時と現況とは。

そこで、四十五年の六月、大蔵省は、保証協会の保証つき貸し出しの金利は引き下げよう、こういう通達を指示しておられますね。また同趣旨のことを本年の春に全銀協、地銀協などが自主的に決定している。ところが、大阪府商工団体連合会の調査によりますと、信用保証つきで大和銀行十七店二十件の金利は八・三%から一〇・五%、三和銀行十支店の十三件で八・七%から一一・〇%、住友銀行九支店の十二件で八・七%から一・一%、こういうことになつておるんですね。実に一百分の高利子を取つてゐるのです。したがつて、先ほど通達を出すとおっしゃつてゐるのですが、大蔵省当局、銀行局ですか、これはいまおっしゃつてあるのかどうか、責任のある答弁をひとついただきたい。

○吉田説明員 お答え申し上げます。

申すまでもなく、この信用保証制度と申しますのは民間ベースでの、コマーシャルベースでの貸し出しがございます。これはそれぞれの信用度あ

るいは期間、危険度、その他それの貸し出しの対象としての要素を見まして、通常の貸し出しが決定されるにつきまして信用保証がつくとい

うことで、中小企業、あるいは倒産に直面してい

る

企業に對してなるべく貸し出しを促進され

る

ようによつているいわば誘導的な政府の補強政

策といふふうに承知いたしております。したがい

ます。個々のケースにつきましては、それぞれ

のケースにつきまして信用保証がなければどのよ

うに貸したのかというそもそもの実態を見てみる

必要があると思います。御指摘の点につきましてはばらばらのものがあるようでございますが、ケ

ース・バイ・ケースでその貸し出しの対象がどう

ります。

○吉田説明員 内々の調査と申し上げましたのは

ちょっとと言葉足らずであったかと思ひますが、一

種のサンプル調査でございます。サンプル調査を受

けて貸し出しを受けているケースと保証を受けず

に貸し出しを受けているケースとございます。そ

れを比較いたしまして平均値を出すような調査

を、われわれの方でも信用保証の動向、執行状況

を注意していく必要がある。ということで自主的に

行つたものでございます。

○神崎委員 問題は、当局は注意するとか通達を出した放しだとかといふのじゃなしに、いま北九州の例を挙げたように、あるいは大阪の三銀行の例を挙げたように、実際はこうなんですね。そして、あつち行けこつち行け言われた結果、結局はだめで、地方自治体からの金を借りている。地方自治体の方が言うたら貸すくらいのレベルの方だったら、いま政府が不況対策その他でやかましく言つて、なぜそれがうまくいかないのか。これがいまの中小企業が金融面では非常に困っている現状なんですね。

先ほど、内々調査をしているという。内々調査

というのは、一体どういう範囲のもの、どういう

カテゴリーの中に入るのか。具体的にいま銀行名まで挙げて、利子のペーセンテージまでも言つたのですがね。再度通達を出すという約束はいた

だいたが、通達や指示やいろいろやっていたい

ても、現状がそうでない場合は、それはやはりそ

ういうものを監督したり、管理したり指導される

当局側に責任があるのか、それとも言うことを聞

かぬ間に責任があるのか、そういうことが内々調

べた結果大体出でているけれども、仕方がないといふふうに見逃しておられるのか。

その点は、一体どこにこの問題の根源があるのか、ここらあたりはひとつ明確にしておかぬと、

1片の通達をまた出してやる、それで事足りりで

は、われわれは現状から見て引き下がるわけにい

かぬわけですね。内々調査とは一体どんな調査を

やって、当局の言つておるなりやつてないところがあればどういう処置をとるのか、そこが問題

だとと思うのですね。

○吉田説明員 内々の調査と申し上げましたのは

ちょっとと言葉足らずであったかと思ひますが、一

種のサンプル調査でございます。サンプル調査を受

けて貸し出しを受けているケースと保証を受けず

に貸し出しを受けているケースとございます。そ

れを比較いたしまして平均値を出すような調査

を、われわれの方でも信用保証の動向、執行状況

を注意していく必要がある。ということで自主的に

行つたものでございます。

○神崎委員 問題は、当局は注意するとか通達を

出した放しだとかといふのじゃなしに、いま北九

州の例を挙げたように、あるいは大阪の三銀行の

例を挙げたように、実際はこうなんですね。そし

て、あつち行けこつち行け言われた結果、結局は

だめで、地方自治体からの金を借りている。地方

自治体の方が言うたら貸すくらいのレベルの方だ

ったら、いま政府が不況対策その他でやかましく

言つて、なぜそれがうまくいかないのか。これがいまの中小企業が金融面では非常に困

っている現状なんですね。

先ほど、内々調査をしているという。内々調査

というのは、一体どういう範囲のもの、どういう

カテゴリーの中に入るのか。具体的にいま銀行

名まで挙げて、利子のペーセンテージまでも言つたのですがね。再度通達を出すという約束はいた

だいたが、通達や指示やいろいろやっていたい

ても、現状がそうでない場合は、それはやはりそ

ういうものを監督したり、管理したり指導される

当局側に責任があるのか、それとも言うことを聞

かぬ間に責任があるのか、そういうことが内々調

べた結果大体出でているけれども、仕方がないといふふうに見逃しておられるのか。

その点は、一体どこにこの問題の根源があるのか、ここらあたりはひとつ明確にしておかぬと、

1片の通達をまた出してやる、それで事足りりで

は、われわれは現状から見て引き下がるわけにい

かぬわけですね。内々調査とは一体どんな調査を

やって、当局の言つておるなりやつてないところがあればどういう処置をとるのか、そこが問題

だとと思うのですね。

○吉田説明員 内々の調査と申し上げましたのは

ちょっとと言葉足らずであったかと思ひますが、一

種のサンプル調査でございます。サンプル調査を受

けて貸し出しを受けているケースと保証を受けず

に貸し出しを受けているケースとございます。そ

れを比較いたしまして平均値を出すような調査

を、われわれの方でも信用保証の動向、執行状況

を注意していく必要がある。ということで自主的に

行つたものでございます。

○神崎委員 問題は、当局は注意するとか通達を

出した放しだとかといふのじゃなしに、いま北九

州の例を挙げたように、あるいは大阪の三銀行の

例を挙げたように、実際はこうなんですね。そし

て、あつち行けこつち行けと言われた結果、結局は

だめで、地方自治体からの金を借りている。地方

自治体の方が言うたら貸すくらいのレベルの方だ

ったら、いま政府が不況対策その他でやかましく

言つて、なぜそれがうまくいかないのか。これがいまの中小企業が金融面では非常に困

っている現状なんですね。

先ほど、内々調査をしているという。内々調査

というのは、一体どういう範囲のもの、どういう

カテゴリーの中に入るのか。具体的にいま銀行

名まで挙げて、利子のペーセンテージまでも言つたのですがね。再度通達を出すという約束はいた

だいたが、通達や指示やいろいろやっていたい

ても、現状がそうでない場合は、それはやはりそ

ういうものを監督したり、管理したり指導される

当局側に責任があるのか、それとも言うことを聞

かぬ間に責任があるのか、そういうことが内々調

べた結果大体出でているけれども、仕方がないといふふうに見逃しておられるのか。

その点は、一体どこにこの問題の根源があるのか、ここらあたりはひとつ明確にしておかぬと、

1片の通達をまた出してやる、それで事足りりで

は、われわれは現状から見て引き下がるわけにい

かぬわけですね。内々調査とは一体どんな調査を

やって、当局の言つておるなりやつてないところがあればどういう処置をとるのか、そこが問題

だとと思うのですね。

○吉田説明員 内々の調査と申し上げましたのは

ちょっとと言葉足らずであったかと思ひますが、一

種のサンプル調査でございます。サンプル調査を受

けて貸し出しを受けているケースと保証を受けず

に貸し出しを受けているケースとございます。そ

れを比較いたしまして平均値を出すような調査

を、われわれの方でも信用保証の動向、執行状況

を注意していく必要がある。ということで自主的に

行つたものでございます。

○神崎委員 問題は、当局は注意するとか通達を

出した放しだとかといふのじゃなしに、いま北九

州の例を挙げたように、あるいは大阪の三銀行の

例を挙げたように、実際はこうなんですね。そし

て、あつち行けこつち行けと言われた結果、結局は

だめで、地方自治体からの金を借りている。地方

自治体の方が言うたら貸すくらいのレベルの方だ

ったら、いま政府が不況対策その他でやかましく

言つて、なぜそれがうまくいかないのか。これがいまの中小企業が金融面では非常に困

っている現状なんですね。

先ほど、内々調査をしているという。内々調査

というのは、一体どういう範囲のもの、どういう

カテゴリーの中に入るのか。具体的にいま銀行

名まで挙げて、利子のペーセンテージまでも言つたのですがね。再度通達を出すという約束はいた

だいたが、通達や指示やいろいろやっていたい

ても、現状がそうでない場合は、それはやはりそ

ういうものを監督したり、管理したり指導される

当局側に責任があるのか、それとも言うことを聞

かぬ間に責任があるのか、そういうことが内々調

べた結果大体出でているけれども、仕方がないといふふうに見逃しておられるのか。

その点は、一体どこにこの問題の根源があるのか、ここらあたりはひとつ明確にしておかぬと、

1片の通達をまた出してやる、それで事足りりで

は、われわれは現状から見て引き下がるわけにい

かぬわけですね。内々調査とは一体どんな調査を

やって、当局の言つておるなりやつてないところがあればどういう処置をとるのか、そこが問題

だとと思うのですね。

○吉田説明員 内々の調査と申し上げましたのは

ちょっとと言葉足らずであったかと思ひますが、一

種のサンプル調査でございます。サンプル調査を受

けて貸し出しを受けているケースと保証を受けず

に貸し出しを受けているケースとございます。そ

れを比較いたしまして平均値を出すような調査

を、われわれの方でも信用保証の動向、執行状況

を注意していく必要がある。ということで自主的に

行つたものでございます。

○神崎委員 問題は、当局は注意するとか通達を

出した放しだとかといふのじゃなしに、いま北九

州の例を挙げたように、あるいは大阪の三銀行の

例を挙げたように、実際はこうなんですね。そし

て、あつち行けこつち行けと言われた結果、結局は

だめで、地方自治体からの金を借りている。地方

自治体の方が言うたら貸すくらいのレベルの方だ

ったら、いま政府が不況対策その他でやかましく

言つて、なぜそれがうまくいかないのか。これがいまの中小企業が金融面では非常に困

っている現状なんですね。

先ほど、内々調査をしているという。内々調査

というのは、一体どういう範囲のもの、どういう

カテゴリーの中に入るのか。具体的にいま銀行

名まで挙げて、利子のペーセンテージまでも言つたのですがね。再度通達を出すという約束はいた

だいたが、通達や指示やいろいろやっていたい

ても、現状がそうでない場合は、それはやはりそ

ういうものを監督したり、管理したり指導される

当局側に責任があるのか、それとも言うことを聞

かぬ間に責任があるのか、そういうことが内々調

べた結果大体出でているけれども、仕方がないといふふうに見逃しておられるのか。

その点は、一体どこにこの問題の根源があるのか、ここらあたりはひとつ明確にしておかぬと、

1片の通達をまた出してやる、それで事足りりで

は、われわれは現状から見て引き下がるわけにい

かぬわけですね。内々調査とは一体どんな調査を

やって、当局の言つておるなりやつてないところがあればどういう処置をとるのか、そこが問題

だとと思うのですね。

○吉田説明員 内々の調査と申し上げましたのは

ちょっとと言葉足らずであったかと思ひますが、一

種のサンプル調査でございます。サンプル調査を受

けて貸し出しを受けているケースと保証を受けず

に貸し出しを受けているケースとございます。そ

れを比較いたしまして平均値を出すような調査

を、われわれの方でも信用保証の動向、執行状況

を注意していく必要がある。ということで自主的に

行つたものでございます。

○神崎委員 問題は、当局は注意するとか通達を

出した放しだとかといふのじゃなしに、いま北九

州の例を挙げたように、あるいは大阪の三銀行の

例を挙げたように、実際はこうなんですね。そし

て、あつち行けこつち行けと言われた結果、結局は

だめ

されておるというやうなやり方をしておるのですね。それと私はよく似たことだと思うんですよ、いま聞いておつて。

そこで、聞きますけれども、私の方の党は七十回国会以来、特別小口保険の付保限度額を三百万円に引き上げることを提案してきていますが、この政府案は今度二百五十万円に抑えていますね。この理由は一体何か。三百万円にすればどういう不都合が起くるのか。二百五十万円と三百万円といつたら、差は五十万円ですね。これをなぜ二百五十万円にされたのか。あともう五十万円を上げたらどうかと思うのですが、この二百五十万円に抑えられた根拠、三百万円にすれば何か不都合が起くる。こういうふうに見ておられるのですか。

○齋藤(太)政府委員 まず、私が先ほど申し上げました、この一件当たりの金額が低いということにつきまして、いろいろ運用の面でその担保とか保証人の問題とか保証協会がやかましいことを言って、そのため実績が低くなつておるのじやないか、こういうふうなお詫でございましたが、そういう点は十分改善するよう從来も指導しておりますし、今後さらに、あるいは通達でも出しますとして指導いたすようにいたしたいと存じます。これはそういった実際の保証の運用の面におきます改善がまず必要であるうといふうに考ふるわけでござります。

それから、保証につきましての期間でございますけれども、大体過去に取引のあります方ですと、二日ぐらいで保証は手續が終わつておりますて、新規に見えた場合でも大体七日か八日ぐらいで、担保等の設定の期間も入れましてそれぐらいで事務処理いたすように指導いたしておりまして、その点余り時間はかけていられないというふうに思つております。

それから、現在各府県とか市等でいろいろ地元の中小企業のための制度融資をやつていただいておりまして、私ども大変ありがたいと思っておりますが、この場合には大概通常の場合よりも安い

金利でやつていただきたいと存じます。ただ、大体この保証をつけることが条件になつておりますけれども、この保証いう意味で制度金融自体もこの保証の裏打ちによりまして実際は動いておる、こういうふうな状況だと私思つてございます。

今回の改正におきまして二百五十万円ということもお願いいたしておるわけでござりますけれどもなぜ三百万にしないで二百五十万にとどめたかという御質問でございますが、一つは、先ほど申しましたように、この特別小口関係の実績が、平均で申しますとまだ百万円ちょっとでございます。そういう実情でございますので、二百五十五万円というような拡大を行えば、大体現在の特別小口関係の要望を満たし得るのじやないか、こ

ういうふうに判断をいたしたわけでございます。それからもう一つは、こういった一人当たりの権を非常に大きく拡大した場合どういうマイナスがあるのかという御質問でござりますが、特別小口は無担保で保証人なしでございまし、無担保保険の場合は無担保で保証協会が保証するということです。そこでございまして、事故率が普通保険の場合よりも非常に高いわけでございます。もしこれを非常に大口化いたしますと、件数では少くとも、大口が多いとその保証額は非常にふくれてまいるわけでございますが、それが特に大口のところでいろいろの事故が多うございますと、保証協会なり保険公庫の経理面に非常に大きな影響が出てまいりまして、むしろ小口で利用しておられる方々に悪い影響を与えると申しますか、そういう面もございまして、やはり権の拡大は、ただ大きければ大きいほどいいというわけにもまらないのではないか、ないかと考えておるわけでございまして、その辺を総合的に判断いたしまして二百五十万円というようすに今回はお願いをいたした次第でござります。

○神崎委員 長官はそういう御答弁をされるといふようにこちらも予想しておりまして、したがつて、結論的に言わるといまの御答弁はやはり私は納得できないし、現状とは違うんだということ

ですが、それは、私、昨日——ずっと前でなしにきのうです、島根県と鳥取県と富山県、この三つの県の信用保証協会に直接状況や意見を聞いたのです。その結果、第一に、現行百五十万円、今度二百五十万円ですが、これでは低い、これが共通したことでした。これが第一ですね。第二に、鳥取と島根の両県ではすでに三百万円の小口保証制度を設けており、この利用率がさわめて高いという百五十万円ですが、これでは低い、これが共通したことでした。それから第三に、富山県は、特別小口保険の限度額が引き上げられても県としては何ら不都合はない、こう言つており、さらに島根県は、特別小口の事故率は高くなつて、たとえ事故があつても引き上げるべきだ、こう言つてるのであります。

このように、これは三県ですが、これだけではなしに、東京、京都、大阪などを始めとして全国の地方自治体が、中小零細業者の要求に真剣にこたえようとしているんですね。もし政府もこの信用力、担保力の弱い中小零細企業の立場に立つて、なれば、わずかにもう五十万円引き上げて、せめて三百万円ぐらにすべきではないか、こういふように思うのですが、これはひとつ次官と両方から伺いたい。この府県の実例もあります。これだけのことがなされ、そういう答えを得てているんですね。

○齋藤(太)政府委員 確かに先生御指摘のように、現在五十二ございまして保証協会の中で、保証協会独自で信用保険公庫の引受限度以上に無担保、無保証人で保証をやつておる協会がございます。現在保険公庫の引き受けは、現行法では百五十万円ございますが、それに対しまして十六の協会がすでにそれを上回つた無担保、無保証人の保証をやっております。そのうち二百五十万円までやつておりますのが十協会ござりますので、今度二百五十万円に拡大をいたしましても、まだあと六協会は三百万円までといふふうなところが残るわけでございます。

ただ、現在保険で引き受けております特別小口保険制度は、従業員が製造業で五人、それから商

業、サービス業の場合は二人といつた零細企業に限つて適用いたしておりますけれども、この保証協会が独自に三百万円までやつております場合の対象中小企業者は二十人、五人という拡大された層でございまして、ちょっとその対象の面が違うというような事情もあるうかと存じます。

○神崎委員 ちょっとと次官から……。
○渡部(宣)政府委員ただいま長官からも御答弁いたしましたが、先生のおっしゃられるように金額が多くなればよろしいわけであります。全体の枠の問題もありますし、またその対象範囲の問題もありますし、今回は百五十万を二百五十万に、いままでは五十万単位であったものをかなり大幅に引き上げたのでありますから、その点の努力もひとつ御理解いただきたいと思います。今後これまでやつていただきて、また情勢を見きわめた後には、これが不適当なような情勢であるならば、また将来考慮するということで御了承いただきたいと思ひます。
○神崎委員 将来待つぐらいたら、いまここまで言ひませんがね。現状を、次官、もう少しやはり見なければいかぬと思うのです。特にいま長官も言われたように、二百五十万が十で、六つがこれをお一バーチしておる。十六のうち、十だけは二百五十万で、六つはそれをオーバーして三百万を超えておるといふことになれば、将来よりも現状がこうであるから、この現状に基づいてやらなければ、いま大変なことだ。
そういう形で、先ほども時間の関係で事例は余り出さなかつたですが、代表的なものを言うてもああいうものであり、しかもそれが無理でないといふことは、片一方では現在やつているのだ。なぜ政府はできないか。百五十万円を二百五十万円にしたことにについては歓迎します、減らすよりはいいんだから。しかし、それならもう五十万円ぐらゐふやしたら、ちょうどあと六つやつていふことと並ぶわけですね。地方自治体とかそういうふうなところがやつてあるところに政府はいつも後追いしているわけですね。だから、本当にや

るなら、せめてそういうふうにやつていただいた方がいいと思うので、再検討も含めてひとつ参考を要求したいと思うのです。

そこで、先ほども言いましたけれども、わが党はさきの通常国会において改正案を出しておりました。また今回も出す準備をしておりますけれども、わが党の案はまず、特別小口の保険の限度額を現行の百五十万円から三百万円に、無担保保険の限度額を現行の五百萬円から一千万円にそれぞれ引き上げなさいというのが第一です。

第二には、都道府県知事は通産大臣に対しても不況業種、倒産関連企業への指定を行うように申し出ができる、通産大臣はこの申し出を尊重しなければならない、こういうことにしているのです。政府の今回の改正案は、特別小口保険の限度額を二百五十万円に引き上げた点ではわが党の案に少し接近された、こういうことで歓迎をするということを言っているのですが、しかし、わが党案から見ても、今日の中小企業で当面している危機の深刻さから見たら、これでもまだ十分だとは言えないのですね。

三木首相は昨年の十二月十六日の本会議において、「特に中小企業などの弱い立場にあるものの動向についてわれわれは注目して、それに対する対策をきめ細かくやっていく」、こう述べられています。いつの場合でも、中小企業に対してもきめ細かくやるという。きめ細かくやるということは、実情に沿ったことをかゆいところに手が届くようになります。ことだが、そうじゃなしに、くつの上から足をかくようなやり方は、きめ細かいとは言えないわけですね。三木総理の公約がもし口先だけではないと言うならば、業者の要求にこたえるわが党の提案を当然すぐで実行に移してしかるべきだ、私はこういうふうに思います。

そこで最後に、いまの年末、年度末対策ですが、民間銀行においては、今度は大量の国債の発行が見込まれておりますから、こういう事情がありますので今後は例年以上に資金需要が逼迫する

おそれがある、こういうふうに思うわけです。それを求める方にとっては、再検討も含めてひとつ参考を

ここで、中小企業者にしわ寄せがかなりいくのじやないか、この問題に対する適切な対策を機敏に、追加を行うべきだ、またこれについては格段の措置を講すべきであると思うのですが、これは次官と長官に決意ある前向きの答弁をお尋ねして、質問を終わらたいと思うのですが、その答弁いかんによつてはもう一回お尋ねするかもわかりません。

○渡部(恒)政府委員 まさしく神崎先生おっしゃるとおりでありまして、中小企業、一番弱いところに深刻な不況の影響が来るわけでありますから、總理がお話をされたというような趣旨で、今まで議論のありました最低の零細企業といいますか小口資金等も、今年度は昨年度より倍額の一歩でも近づけるよう政府も努力をしてきたところに深刻な問題が予想されますし、また御指摘のありましたように、今年の年末は昨年よりも

〇齊藤(太)政府委員 特別小口保険と無担保保険の限度の引き上げの件につきましては、先ほど来て御説明申し上げましたように、最近の利用の実情を総合的に勘案いたしまして、特別小口保険にしましては案として決めまして御提案申し上げたわけでございまして、今回につきましてはぜひこの

の案で御審議をお願い申し上げたい、かよう思つておるところでございます。

それから、不況業種の指定に当たりまして、都道府県知事の申し立てのお話がございましたけれども、不況業種は現在全国ベースで指定をいたしておりまして、地域地域の指定という制度をとつておません。しかし、それぞの地域からの実情に応じました知事の要望等は十分実際にお話を伺いまして、指定に当たりまして十分しんしゃくをいたしております。運用の面でそういう点は十分分配慮されておると思いますので、特に法律にそれを規定する必要はないのじやなかろうかといふうに私は考えております。

それから年末金融の問題でございますが、今年度、政府系三機関は二兆五千億円の融資枠で発足をいたしました。昨年は二兆円でございました。さらに先般四千八百億円の枠の追加を決定いたしましたので、大体年間で三兆円になるわけですが、またのことで、当面これで今後の推移を見守りまして、その後の情勢によりましてまた適宜この対策は考えてまいりたい、かように考えておるところでございます。昨年より相当ふえた形になつておりますので、当面これで今後の推移を見守りまして、その後も同じくしてまた適宜この対策は考えてまいりたい、かのように考えておるところでございます。

○神崎委員 最後に一言要望しておきますが、いま次官と長官から一応前向きに対処される御答弁をいただいた。この年末に中小企業が、そういう運用面の不手際というか、あるいは運用面のことでも年が越せないで倒産するとか、あるいはよく新聞に出るように借金のために一家心中が起るとか、ただできえ最近そういうものがふえていりますから、年末にかけてこの状態でいたらそういう悲しい事件もたくさん起つてのじやないか、私はこういうふうなことも察しますから、せひともこの委員会だけの答弁じゃなしに、本当にきめ細かく今まで関係筋に早速手を打つてくださいて、そういうことのないよう、弱い者、力のない者、そういう者から優先して必ず保護していただきたい、こう思うのですが、最後に、次官で結構です、そういうふうにやつていた

だけですか。
○渡部(恒)政府委員 いま神崎先生から、不況の中、年末を前にして非常に苦労していらっしゃる中小企業あるいは零細企業者に対する温かいお言葉をちょうど同じ気持ちで、今後許された範囲の中で最大の行政効果を上げることに努力をして、そういう犠牲者を出さないように全力を尽くしてまいりたいと思います。

○山村委員長 近江巳記夫君。
○近江委員 今回のこの法案が出されましたその背景としまして、第四次不況対策の一環として、現行の百五十万から二百万に引き上げるということにしておられるわけであります。そこで、この特別小口保険の対策企業者であるそうした小企業者の資金需要の実態というものにつきまして、中小企業庁としてはどのように把握をし、受けとめておられるか、まず長官からお伺いしたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 昨年度、高度成長から一転して総需要抑制、金融引き締めに転じまして、各企業は大幅な操短等によります縮小した生産等の形態に転換をしたわけでございます。そこで、昨年度はいわゆる減産融資と申しますか、滞貿融資と申しますか、そういうものの資金需要が非常に増大をいたしまして、たとえば政府系の三機関に対して申します資金の申込み状況でも、四十八年度に比べまして四十九年度は四割、五割という増加の申込みを見たわけでございます。その後、依然として不況は長引いておりませんけれども、在庫調整等は漸次進捗を見ておりまして、在庫水準はだんだん減少の方向に向かっております。そういう状況でございまして、いわゆる後ろ向きの減産資金につきましても昨年ほどの圧力はなくなつておるという状況でございます。

それから一方、将来の、いわゆる前向きのと申しますか、生産能力あるいは販売能力等を拡大するための設備投資資金需要あるいは増加運転資金、こういうものにつきましては、こういった二

割以上の操短をしておるという状況でございますので、そいつた前向きの資金需要につきましては冷え込んでおる状況でござります。こういう状況を反映いたしまして、ことしの四月以後の資金需要は、前年度対比でほぼ横ばい程度に推移しましておりますが、この七、八、九月ごろで去年の申し込みに比べましてほぼ四、五%増といふ申し込み状況でございます。

そういう意味では、やや鎮静の傾向が見られることが考えられます。ただ、今後の情勢を考えますと、一つは国債なり地方債の大量の発行によりまして金融機関の貸し出しが従来のようになりますと、貸し出しても二百五十万円、なぜ同じように三百万円にしないかという問題ですね。これは圧倒的に、せめて三百万円にしてもらいたいという声が強いわけです。なぜこれは三百万円に踏み切らなかつたんですか。同じ改正するなら、みんなが喜ぶような——歩前進という点では評価できますが、これだけ声が強いありますから、なぜ三百万円にしないか、この点につきまして長官からお伺いしたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 特別小口保険の一件当たりの平均利用状況でございますけれども、昭和四十九年度の平均が九十六万九千円でございます。それから五十年の四、五月で一百一十万円でございまして、百五十万円の枠に対しまして平均ではまだ百

万円といつたような、三分の一ぐらいの状況になつております。ただ、金額別にその利用状況を見てみると、百四十万から百五十万円のところでも全体の利用額の四四%が集中をいたしております。そういう意味では、百五十万円で頭打ちの傾向がある。もっと高く利用したいけれども、百五十万円という限度のためにここで頭打ちを食つておる、こういう現象が見られましたので、今回二百五十分円まで百万円の拡大方をお願いいたしました次第でございます。

○近江委員 なれば大体利用額は五百五十万円まで引き上げないかという御質問でございますけれども、利用の平均は百万円でございまして、そういう実情から総合的に判断いたしました。

○齋藤(太)政府委員 これは全體を件数で割りまわりと一件当たりはイコールですか、その点どうなんですか。

○近江委員 それは企業当たりイコールでございますのでございりますので、一企業当たりといふことです。

○齋藤(太)政府委員 これが一つは、企業当たりイコールでございません。

○近江委員 そういうよう一企業当たりイコール一件ということじゃないわけでありまして、簡

いぱい百五十万円皆使つていいわけですよ、実際上。その百万円を上げたことを何も私は悪いとは言つていません。それは一步前進でよろしいと

保、無保証につきましては、政府の保険公庫が引き受けます限度超の保証を行つておる協会が十六

協会もあつたわけでございますけれども、この無担保関係につきましては、五百万円の限度を超えて、限度が二百五十万円であれば大体利用

される方に不自由をかけないで済むのじゃないか、こういうふうに実は判断をいたした次第でございます。

○近江委員 これも先ほどの二百五十万引き上げの特別小口と同じ理由をおっしゃつてあるわけですね。平均が百九十二万あるいは百九十五万であつた

る。これだって何も一件当たりイコール一企業じゃないわけですよ。やはり一つはそういう見方を

政府としてはおられる。ですから、一企業当たりでは五百五十万引き上げでおられるわけですか

から、少なくとも五百万を八百万ぐらいにあ

いわけであります。

○近江委員 この限度額をなぜ二百五十万円にするかという理由ですが、国民金融公庫の無担保融資は三百万円なんですね。特別小口保険の限度額は、今回百万

円上げたとしても二百五十万円、なぜ同じように三百万円にしないかという問題ですね。これは圧倒的に、せめて三百万円にしてもらいたいという

声が強いわけです。なぜこれは三百万円に踏み切らなかつたんですか。同じ改正するなら、みんなが喜ぶような——歩前進という点では評価できますが、これだけ声が強いありますから、なぜ三百万円にしないか、この点につきまして長官からお伺いしたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 特別小口保険の一件当たりの平均利用状況でございますけれども、昭和四十九年度の平均が九十六万九千円でございます。それから五十年の四、五月で一百一十万円でございまして、百五十万円の枠に対しまして平均ではまだ百

万円といつたような、三分の一ぐらいの状況になつております。ただ、金額別にその利用状況を見てみると、百四十万から百五十万円のところでも全体の利用額の四四%が集中をいたしております。そういう意味では、百五十万円で頭打ちの傾向がある。もっと高く利用したいけれども、百五十万円という限度のためにここで頭打ちを食つておる、こういう現象が見られましたので、今回二百五十分円まで百万円の拡大方をお願いいたしました次第でございます。

○近江委員 なれば大体利用額は五百五十万円まで引き上げないかという御質問でございますけれども、利用の平均は百万円でございまして、そういう実情から総合的に判断いたしました。

○齋藤(太)政府委員 これは全體を件数で割りまわりと一件当たりはイコールですか、その点どうなんですか。

○近江委員 それは企業当たりイコールでございますのでございりますので、一企業当たりといふことです。

○齋藤(太)政府委員 これが一つは、企業当たりイコール一件ということじゃないわけでありまして、簡

いぱい百五十万円皆使つていいわけですよ、実際上。その百万円を上げたことを何も私は悪いとは言つていません。それは一步前進でよろしいと

保、無保証につきましては、政府の保険公庫が引き受けます限度超の保証を行つておる協会が十六

協会もあつたわけでございますけれども、この無担保関係につきましては、五百万円の限度を超えて、限度が二百五十万円であれば大体利用

される方に不自由をかけないで済むのじゃないか、こういうふうに実は判断をいたした次第でございます。

○近江委員 これも先ほどの二百五十万引き上げの特別小口と同じ理由をおっしゃつてあるわけですね。平均が百九十二万あるいは百九十五万であつた

る。これだって何も一件当たりイコール一企業じゃないわけですよ。やはり一つはそういう見方を

政府としてはおられる。ですから、一企業当たりでは五百五十万引き上げでおられるわけですか

から、少なくとも五百万を八百万ぐらいにあ

けですから、少なくとも五百万を八百万ぐらいにあ

けます。ですから、この保険の方の無担保特別小口、つまり無担保、無保証人によります保証をし、これを保険に引き受けるという対象の範囲は、従業員が製造業で五人、商業、サービス業で二人以下、こういったわゆる小企業の層でございまして、国民金融公庫の融資の対象である中小企業の範囲はそれよりずっと高い層でございます。そういう面もございませんし、この面は一概に同じようには論じら

れないのではないか、かように考えた次第でございません。

○近江委員 利用の平均額が百万円だ、百四、五

十万が相当多い、こういうお話をありますけれども、これはいわゆる決定をするときにそこまで抑え込むわけですよ。申し込みは百五十万いっぽい出して

いるわけですが、結局いろんなことで抑え込んでしまう。皆さん方が力ずくで抑え込んだ数値です

よ、一つは。

それからもう一つは、一件当たりということをおっしゃつておるわけですが、これは一企業当たり

りと一件当たりはイコールですか、その点どうなんですか。

○近江委員 これは全體を件数で割りましてございません。

○齋藤(太)政府委員 これは企業当たりイコールでございますのでございりますので、一企業当たりといふことです。

○近江委員 そういうよう一企業当たりイコール一件といふことじゃないわけでありまして、簡

いぱい百五十万円皆使つていいわけですよ、実

際上。その百万円を上げたことを何も私は悪いとは言つていません。それは一步前進でよろしいと

保、無保証につきましては、政府の保険公庫が引き受けます限度超の保証を行つておる協会が十六

協会もあつたわけでございますけれども、この無担保関係につきましては、五百万円の限度を超えて、限度が二百五十万円であれば大体利用

される方に不自由をかけないで済むのじゃないか、こういうふうに実は判断をいたした次第でございます。

○近江委員 これも先ほどの二百五十万引き上げの特別小口と同じ理由をおっしゃつてあるわけですね。平均が百九十二万あるいは百九十五万であつた

る。これだって何も一件当たりイコール一企業じゃないわけですよ。やはり一つはそういう見方を

政府としてはおられる。ですから、一企業当たりでは五百五十万引き上げでおられるわけですか

から、少なくとも五百万を八百万ぐらいにあ

けます。ですから、この保険の方の無担保特別小口、つまり無担保、無保証人によります保証をし、これを保険に引き受けるという対象の範囲は、従業員が製造業で五人、商業、サービス業で二人以下、こう

いうわゆる小企業の層でございまして、国民金融公庫の融資の対象である中小企業の範囲はそれよりずっと高い層でございます。そういう面もございませんし、この面は一概に同じようには論じら

れないのではないか、かように考えた次第でございません。

○近江委員 利用の平均額も五百万円でございませんが、これも同じ理由でございます。

○齋藤(太)政府委員 これは五百五十万円でございません。

○近江委員 これは五百五十万円でございません。

引き上げる、やはりこのぐらいの姿勢があつて、なるほど政府も中小企業に対しても配慮しているなど、そういうなまづくことができるわけです。全然さわりもしない。さわるのがこわいのですか。皆さん方が寄つてたかって、五百萬円申し込んだて頭を押さえて、そして下げる。しかも、その数値では一件当たりということを出していく。一企業当たりのデータが出ていないじゃないですか。この点におきましても八百万円程度に引き上げるべきだと強く私は主張したいわけあります。したがいまして、特別小口保険を少なくとも三百万、そしてこの無担保保険については八百万に引き上げる、これにつきましてもう一度、長官としてはどういうお考えでおられるかお聞きしたいと思うのです。

○齋藤(太)政府委員 たとえば特別小口で見ますと、現在は百五十万という限度でございますので、無理やり百五十万に抑えつけているのじやないか、その結果が平均が低いのじやないかという御質問でございましたが、金額細みで見ました利

用状況で見ますと、百万円以下というのが利用件数で六三%を占めております。これはことの五月の実績でございます。それから無担保保険の場合には、三百万円以下という利用が全体の件数の九〇%をことしの五月で占めておりまして、そういう実績からかんがみまして、特に無担保保険につきましては、五百万という限度はまだ相当余裕を持っておるのではないか、こういうふうに考えたわけでございます。

〔委員長退席、武藤(嘉)委員長代理着席〕

ただ、特別小口につきましては、先ほど申しましたように、百五十万のところに張りついておるもののが件数でいたしますと三割ございまして、金額で四四%ございますので、これは枠がやはり頭打ちで相当抑えた形になつておる、こういうふうに考えまして、その拡大方を図つたわけござりますが、余り大きいたしますと大口の利用がふえまして、それが事故等の場合にはやはり協会あるいは保険公庫の経理に影響する面もございます

ので、無制限にとは申しませんが、大きくすることだけがいいということにも言えない面もござります。

過去の例で申し上げますと、四十六年の第一次のドルショックのときには一億円補助金を出しました。四八年の第二次のドルショックのときには二億円出したわけでございます。今年度は、こ

ういう不況が長引いておる状態でもございますので、年度初めに四億円予算に計上いたしましたが、その後どんどん倒産関連保証が増大をいたしておりますので、さらに五億円を追加いたしました

います。

○近江委員 そうした利用率のペーセンテージをおっしゃったわけですが、それだけ必然的に百五十万あるいは五百萬という天井からそれ以下に抑え込む、そういう中からくられた数値であつて、そんなペーセンテージは何の意味を持たないものであります。それよりも、実際に第一線で苦しんでいる需要者の声を反映していく、これが血の通った行政なんですよ。すぐに皆さん方、頭がいいのかどうか知りませんが、ペーセンテージがこうだ——それはつくられたものです。もっと需要者の声を聞いてもらいたい、それを申し上げておきます。

それからこの信用保証協会への基金融助について、五億円の増額を図るということを聞いておるわけであります。この程度の補助で十分であるのかどうか。積算の基礎等は一体どういうようになつてこの五億円という数字が出てきたのですか。この点についてお伺いしたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 私ども基本的には、信用保証協会は政府機関ではございませんが、その出

金を出そ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

と、また、この指定解除された業種、たとえば印刷インキ製造業、合成染料製造業等の最近の状態はどうであるかという問題、また、今後指定しようとされておる業種にはどういうものがあるか、最近されたように聞いておるわけですが、その後どういう業種をさらに追加なさうとながつておるか、この点につきましてお伺いしたいと思います。

していただきたい、このように思うわけあります。

○齋藤(大)政府委員 現在の指定業種の指定期限が十二月までとなつておりますので、十二月に选いがえをしたい、かように考えて、新たに追加しますよ。

る前向きの設備資金なり増加運転資金の需要は非常に鎮静化しております、余り多くない。一方、後ろ向きの資金需要の方も、在庫調整の進展等によりまして、従来ほどには増加してくるという状況ではございません。そういう意味におきまして、資金需要はやや鎮静化しておるというのが実情でございます。

ただ、今後国債の発行あるいは地方債の発行ともうひとえに金銭交易がどうか、とお尋ね

実施されます事業に対応する補助事業でございまして、地方分が約半分でございます。地方で行われますこういった公共事業は、中央で行いますものと違いまして小口の工事が多いわけでござります。そういう意味で、相当中小企業に回る比率は高いのではないかと思つております。

たとえば四十九年度につきまして、抜き取りでございますけれども、地方府の発注分についての内訳を業種別に見直しを行つたところ、

Digitized by srujanika@gmail.com

○鷲藤(太政官委員) 昨年から不況業種の指定を行つてまいっておりますが、現在までに不況状況から脱したということで不況業種の指定を解除いたしました業種は、大分類で申しますと七業種でござります。これらの業種はその後は順調に不況から脱出して推移をいたしております。こういうふうに判断をいたしております。

細目で計算いたしますと二百四十三業種ということになります。この二百四十三業種に属します中 小企業の数が大体七十五万でございまして、特に 製造業で見ますと三十二万でございまして、製造 業の約四割が現在不況業種に指定をされておる、 こういう状況でございます。

具体的ないま御指摘のございました業種の状況 につきましては、課長から御説明申し上げます。 ——ちょっといま先生の御指摘のございました業 種の具体的な資料を手元に持つてまいりております せんので、後刻先生の方に御説明に上がりたいと

存じます。総体といたしましては、ただいま申し上げましたように順調に不況から脱出しつつある、こういうふうに判断をいたしております。

○近江委員 総体としては順調に、いつておるよろしく思つておるのですが、それは大ざつとつたつかみ方でありますし、なかなかそうはいへんならないのが状況じゃないかと思うのです。特にそういう指定を外した業種につきましてはひとつさらに綿密な調査をしていただきたい、そうした老境に陥つておる企業につきましてはさらに救済の手を差し伸べができるよう十分な努力をいたしまして存じます。

それから、今後指定しようとなさつておる業種についてどういうものがあるのですか。この答弁が抜けでありますよ。

○齋藤(太)政府委員 現在の指定業種の指定期限が十二月までとなつておりますので、十二月に追加すべきものがあるかどうか、現在各担当原局に照会中でございまして、まだ手元にまとまっておりません。十二月の指定がえのときに洗いがえをいたしたい、かようによ考えております。

○近江委員 特にきょう先ほどからも話が出ておりましたが、赤字公債発行ということで民間金融機関に対しましても非常に要請が来ておる。そういうことで、いまから各企業に對しても民間金融機関は防衛線を張りまして、非常に窮屈になりますよ、こういうことを言っておるものですから、心理的にも非常にみんな心配しておるわけですね。そこへ持ってきて各地方自治体も非常に苦しむ。こういうことで、地方債等のそうした依頼も民間機関に對して要請がある。そういう中で年次を迎えるとしておるわけであります。政府はいわゆる第四次不況対策の中に四千八百億の追加をいたしておるわけですが、少なくともまず第一義的に言えることは、政府系の金融機関に對して一番みんな頼つてくるのじゃないか、このように申しますが、昨年でも追加は四千五百億でしたか、なさつておるわけですね。こういうような状況の悪い中で、四千八百億をえたからそれでもう万全の手を打つた、そういうお考へなんですか。

○齋藤(太)政府委員 今年度は、政府系三機関につきましては年度初めの融資枠を昨年度よりも一千億ふやしまして、二兆五千億で発足をいたしました。さらに今回四千八百億の追加を決定いたしたわけでございまして、總体として、約三兆円近い融資枠になるわけでございます。

る前向きの設備資金なり増加運転資金の需要は非常に鎮静化しております、余り多くない。一方、後ろ向きの資金需要の方も、在庫調整の進展等によりまして、従来ほどには増加してくるという状況ではございません。そういう意味におきまして、資金需要はやや鎮静化しておるというが実情でございます。

ただ、今後国債の発行あるいは地方債の発行ということによりまして金融市場がどういった需給状態になりますか、その辺が懸念されないでないわけでございまして、一応三兆円の融資枠で何とか年末はしのげるのじゃないかというふうに考えておりますけれども、さらに資金需給の状況を注意深く見守りまして、その状況によりましてさらに対策が必要な状態があればその際検討する、こういうことで今後の推移を注意深く見守つてしまりたい、かように考えております。

○近江委員　これは年末だけではなく、年度末融資も過去にもやっておるわけでありますし、これもやはりセットにして、今後の状況を見守つて最大の手をひとつ打つていただきたい。なかなか不況もそんな簡単に脱出できるものじゃないと思うのですね。第四次不況政策だって、あれがどれだけ中小零細企業に潤いがくるか、その辺のことは中小企業庁として見通しておりますか。

○齋藤(太)政府委員　金融面と同時に、中小企業者の要望は仕事が欲しいということでございまします。ところが、需要項目で申し上げますと、輸出も世界的な不況によりまして不振でござりますし、個人消費もなかなか盛り上がりが見られたりしまして、設備投資も、換算率が二割、三割という状況でござりますと余り投資意欲がないわけでございまして、結局財政需要と申しますか、そういう意味で國の調達関係に非常に期待をする面が強いわけございます。

そこで、今回第四次不況対策におきまして公共事業の追加、これが事業量にいたしまして約八六百億円見込んでおります。今回の公共事業の組合に、内容を見ますと、その半分は地方によつてござります。

実施されます事業に対応する補助事業でござります。そういう意味で、相当中小企業に回る比率は高いのではないかと思つております。
たとえば四十九年度につきまして、抜き取りでござりますけれども、地方庁の発注分についての中小企業向けの実績を調査いたしましたところ、六六%という数字が出ております。したがいまして、今回の公共事業の追加の場合、半分が地方分であるといいたしますと、その相当部分が中小企業に回つてくるのではないかと考えております。残りの中央で実施いたしますものにつきましても、ダムの補償費でござりますとか、高速道路の土地の買収費といったものを除きましたいわゆる工事費につきましては、各省庁にお願いをいたしまして、今年当初に決まりましたいわゆる三三%というう中小企業向けの官公需比率を下がらないようにしていただきたい、こういうお願いをいたしておりますところでございまして、地方分と中央分を合わせまして相当に中小企業に回るものというよう期待をいたしております。
それからもう一つは、住宅金融公庫の融資に七万戸追加をいたしまして、これで事業量として約六千億円の事業と申しますか、需要を期待いたしておるわけでございます。特に、一戸建ての住宅の場合はほとんどが中小の請負業者と申しますか、建設業者がその仕事を受けております。そういう状況から見ますと、今回の六千億円の住宅関係の新規需要は、これもほとんど中小企業に回るというように期待をいたしております。そういう意味合いで、今回の第四次の不況対策におきます各種の追加されました事業は相當に中小企業に回るものというように期待をいたしておるところでございます。

をとどけられ、その乗組員は、船の運営にあたる組織の幹部たる者たちである。

もってやかましく言いまして、やつと三三%にやつてきたというようなことで、これにきたから何も努力していないとは言いませんけれども、さらに〇清水説明員　例年こういう努力目標を立てまして、るということがありますが、昨年のいわゆる実効率は何%ですか。

法律に基づいて長官のところでやつておられるわけですから、各省、各公社、公団にもっと強い要請をして、私たちが主張しておりますように、五〇%ぐらいの線に一日も早く引き上げるように努力していくべきだときたいと思うのです。

るということですが、昨年のいわゆる実効率は何%ですか。

○清水説明員 例年こういう努力目標を立てましてやってきておるわけでございますが、昨年の場合の実績がわかつておりますところでは、全国銀行業といいましては、目標額に対しまして約六〇%というような実績になつております。相互銀行、信用金庫におきましてはもう少しこれが高くなつております、約八割ないし八割余というような達成率になつております。

ところで、この点につきまして、去年と二回以上の

地方債を抱かされるといろいろなそういうことがございまして、非常にことしは苦しいですよと。いうようなことを企業は言われているわけです。ね。そういう点で非常に心理的な心配があるといふことを先ほど申し上げたわけですが、その辺の問題につきましては心配ありませんか。この用意なさったことについては全部達成されますか。

○清水説明員　そういう御懸念の向きが一部にあるやに私もども聞いてまいりました。したがいまして、そういうことがあってはいけないというふうに考へておらまことに、これは日本銀行による

○清水説明員 前段の御質問でございますが、個々の融資におきまして、いろいろの信用度とかあるいは企業の経営状態というようなものによりまして融資の判断が行われるということは、これはある意味では当然のことかと思います。しかしながら、私どもいたしましては、やはり中小企業問題というものは非常に重要な一つ前提に立ちまして、個々の金融機関におきましても、中小企業に対し不當にしげ寄せするようなそういう融資態度はよくない、中小企業に対しましては、ことにこういう不況の際でありますので、なるべく一緒になつてその経営相談に応するぐらいの心構えで中小企業金融に努めていただきたい、そういうふうにしてこの不況を克服するよう努めましていただきたいというように要請しておるわ

れもあるわけありますから、うんとひとついま
私が申し上げたような点をさらに関係各省に長官
の方から要請していくだいて、中小零細企業に仕
事が回るよう十分な努力をしていただきたいと感
うのです。

それから、もう一度年末金融の問題に入るわけですが、政府としては民間の方に対してもかなり要請をなさっておられるわけであります、きょうは大蔵省からも来ていただいておるわけでありますので、民間金融機関としてはどういう対処をなさる準備をなさっておられるか、それについてお伺いしたいと思います。

○清水説明員 民間金融機関の年末対策といったましては、全国銀行におきましては、特に今年度の目標といたしましては一兆七千五百億円という目標を立ててございます。相互銀行におきましては七千二百億円、信用金庫におきましては一兆五百億円という目標を立てまして、年末金融に努力をするようにということをいたしております。これを合計いたしますとちょうど三兆五千二百億円となりまして、昨年に比べまして約一一、二%の増加というような状況になつております。

るということですが、昨年のいわゆる実効率は何%ですか。

○清水説明員 例年こういう努力目標を立てましてやってきておるわけでございますが、昨年の場合の実績がわかつておりますところでは、全国銀行といいたしましては、目標額に対しまして約六・%というような実績になっております。相互銀行、信用金庫におきましてはもう少しこれが高くなつておりまして、約八割ないし八割余というような達成率になっております。

ただ、この点につきまして、去年のこととの全体の状況の違いといふことも今後考慮されるところでございまして、御承知のように、昨年は窓口規制というような全体としての総需要抑制策の中の金融引き締め政策の過程にまだございました。しかしながら、本年の場合には、大銀行につきましては現在まだ窓口規制ということで金融政策の補完が多少残つておりますけれども、地方銀行以下におきましては事実上そういうた考え方をとつておりません。むしろ量的にも金融の緩和を進め、金利の引き下げ並んで金融面からは景気の回復の促進に資そうというような政策態度はつきり打ち出しておりますので、そうした全体背景の違いということともことしにおきましては十分考えられるわけでございますので、単純に実績率というようなことで考えるよりは、やはり前向きにできるだけ目標を立てて努力をしていただきたいところに私どもとしては重点を置いていくべきだ、かように考えております。

○近江委員 確かに昨年と大分状況も変わつておるわけでございますが、しかし達成率といふ点からいへば、これは歴然として残つておる数字でもあるわけです。そういう点で、これだけの用意をなさつておられるわけでございますから、ひとつ十分に資金が回るよう、通達なりいろいろな機会によく指導をしていただきたい。これは強く要望いたしております。

それで、先ほどもちょっと申し上げたのですが、いわゆる赤字公債を民間が抱かされるとか、

地方債を抱かされるといろいろなぞそういうことがございまして、非常にことしは苦しいですよと。いうようなことを企業は言われているわけですね。そういう点で非常に心理的な心配があるということを先ほど申し上げたわけですが、その辺の問題につきましては心配ありませんか。この用意なさったことについては全部達成されますか。

○清水説明員 そういう御懸念の向きが一部にあるやに私も聞いてまいりました。したがいまして、そういうことがあってはいけないというふうに考えておりまして、これは日本銀行とも十分その点連絡をとつておるわけでござりますが、そうしたことに対しまして、たとえば日本銀行といたしましても準備預金率の引き下げというような手も打っているわけでございます。あるいは各種の会議等の機会を通じまして、それぞれの民間金融機関に対してもマクロ的にはもちろん金融調整節全体としてうまくやるわけですから、なお個々の事情に即しましても十分きめ細かい配意をする用意があるというような趣旨を徹底するようになっています。こうした裏づけの中で各金融機関としては最大限に努力をしていただきたまとい、そのように私どもとしては期待しているわけでございます。

○近江委員 昨年とは状況が変わったとは言いながら、選別で非常にはねのけられる、そういう苦しみがあるわけあります。選別という問題につきまして、どういう指導をなさっているか。それから、保証協会等で保証してもらって、民間で代理貸しというところになるわけありますが、そういう中でも歩み積み両建てのこうした悪弊が今までも要求される。貯金、積み立てをやれというようなことがあるわけですね。私は個々的にはいま出しませんけれども、そういうようなことが行われておりますと、いうことにつきまして、どういうふうに今後指導なさるか。選別の問題と、そうした強制預金といいますか、積み立てといいますか、そういうことの問題につきまして、大蔵省としてはどういうふうに今後対策をとられるか、この点につ

○清水説明員 前段の御質問でございますが、個々の融資におきまして、いろいろの信用度とかあるいは企業の経営状態というようなものによりまして融資の判断が行われるということは、これはある意味では当然のことかと思います。しかしながら、私どもといたしましては、やはり中小企業問題というものは非常に重要なことだという前提を立ちまして、個々の金融機関におきましても、中小企業に対して不適にしわ寄せするようなそういう融資態度はよくない、中小企業に対しましては、ことにこういう不況の際でありますので、なるべく一緒になってその経営相談に応するぐらいの心構えで中小企業金融に努めていただきたい、そういうふうにしてこの不況を克服するよう努めたいとおもつておるわけですが、どうぞよろしくお力をしていただきたいというように要請しておるわけでございます。

それから、そうしたことと相通ずるわけでござりますが、御指摘の歩積み両建て問題につきまして、遺憾ながら御指摘を受ける状態にあるわけでござりますが、なお改善のための努力を要請しております。これは從来からも申し上げておりますけれども、定期的に報告を徴するとか、あるいは検査の際に特に重点を置いてチェックするとかいうようなこと、あるいは顧客に対しまして通知でその関係をはつきりさせるように努力しなさいといふようなことを含めまして、過当な歩積み両建ての自潔の徹底につきまして從来も指導いたしておりますが、今後とも強力に指導していくつもりであります。

○近江委員 既往債務の償還猶予措置につきまして、長官は、政府系金融機関につきましては、ただそのことを徹底しておる、後は申し出てもいいらしいということをおっしゃっておられるわけですが、実際申し出ると文句ばかり言われるようなこと、これは当然責任の立場上、いろいろ聞いたりむずかしいことを言うことも気持ちはないのですが、おおむねそれがその上にお約束になつていらっしゃるわけであります。

から、これは徹底してもらいたい。

それから民間につきましてもこれは同じことが言えるわけです。民間につきましては、政府としてはどういう要請をなさつていらっしゃるか。また、その要請に対し民間はどういう態度をとつていらっしゃるか。両者からお伺いしたいと思うのです。

○齋藤(太)政府委員 政府系の三機関につきましては、特に返済について、資金繰りが困難で返済が困難である、こういう中小企業の方につきましては、個々に事情を伺いまして、極力弾力的に配慮をするように、こういう指導を繰り返し指示いたしております。先般の第四次の不況対策におきましても、これがさらに閣議決定を見ましたので、それを受けまして、政府系三機関並びに振興事業團の理事長を通じて、都道府県に高度化資金の返済猶予につきましても同じく通牒いたしました。

実績は、相当に返済猶予が増加いたしておりまして、たとえば昨年度が年間三万件、約一千六百億円の返済猶予をいたしておりますが、今年度は上半期だけで件数で二万件、金額で千三百億円の返済猶予を行っております。さらに今後とも弾力的に取り計らうように三機関を指導してまいりたいと思います。

なお、市中金融の関係につきましては、大蔵省の方から御答弁いただくようになつたいたいと思います。

○清水説明員 民間の問題についてでございますが、まず基本的には、先ほど申し上げましたように中小企業金融について誠意を持って、あるいは親身に努力するという態度が基本になるべきであろうと思っております。また、具體論といつしまして、民間金融機関におきましては、たとえばあるケースが延滞になりそうだというような場合に、むしろそれは一たん返すかわりに、その見返りのものを貰すというような現象というものがかなりあるようにも承知いたしております。

私どもいたしましては、やはり個々の事情に

はなるべく注意を払うよういたしております。

その点につきましては通産省を初め関係省庁とも連絡をとっているわけでございますが、そうした個々のケースの破綻の起きないように、やり方もいたしましては、期限を延長するという方法もござりますで、やはり最近におきましてはかなりの後ろ向き資金の貸し出しということも行われております。そうした形で、全体といましまして中小企業金融に最善を尽くすというように指導をしていきたいと考えております。

○近江委員 政府系の場合には、中小企業専門金融機関でありますから、かなりいろいろな不公平が多いわけですが、まあやつていく面がいい面もあるわけですね。ところが民間におきましては、中小企業専門金融機関である相互銀行以下のそういうところはまあまあ比較的やつておると思うのですが、都市銀行に至りましては、いま課長さんもお

つしやたわけでありますから、全体としては中小零細企業に対しては非常に冷たいわけですね、そういうおつしやつておられても、だから、大企業オソリ

ーで取引しておつて、片手間に中小企業をやつておるという感じがどうしてもぬぐえない。特に都市銀行につきましては、中小企業についてはもつと愛情を注げと、いま課長がおつしやつたようにこれはひとつ徹底して指導していただきたいと思ふのです。この点どうですか、お願いできますか。

○清水説明員 先生の御趣旨は十分わかりますので、私どもとしてもさらにその御趣旨を踏まえまして適切に指導をいたしていきたいと思います。

○近江委員 民間の相互銀行以下の中堅金融機関

も、いま都市銀行で言いましたけれども、何もないことないわけですよ。ですから、吉田課長さんとの管轄のところもうんとひとつ、歩積み両建てであります。この点どうですか、お願いできますか。

○清水説明員 ることはひととおりおつしやつたようにあります。この点どうですか、お願いできますか。

高卒については、同じ十月一日現在で来年三月の求人見込み等を含めまして求人倍率を見ますと、約二倍ちょっとでございます。前年度が三倍強の倍率でございましたから、それから比べます

と倍率も落ちているわけでございますけれども、現時点で二倍以上の求人があるということは、若干選択の幅は狭まりますけれども、就職は一応全員について可能であると見ております。

大卒につきましては、実は学校と企業とが直接求人、求職の受け付け等をやっておりますので、全体的な状況はなかなかつかみにくいわけでござ

しということを言つておるわけですから、その点誤解のないようにしていただきたいと思うのです。

それから、きょうは労働省の方も来ていただきておりますが、来年卒業の新規学卒あるいは高校卒、特に女子学生等は就職先がないということでお仕事について心配ないのか、いまどういう対策をとっておられるか。

それからさらに、中小企業としていままでは、いま大手に引っ張られておられたわけでありますから、この機会にこそ優秀なそういう新規の人を探用していく、やはりそういう指導をしていく必要があるうかと思うのです。この点につきまして労働省と中小企業部長官からお伺いしたいと思います。大蔵省は帰つて結構です。

○小粥説明員 お答えいたします。

来年三月卒業予定の新規学校卒業予定者の就職の見込みでございますが、中学、高校、大学別に、それぞれ状況は違いますけれども、現在までにつかんでおります状況で申し上げますと、中学卒業生の就職の見込みとしては、この十月一日現在で求人、求職の状況をつかんだところでは、大体求人倍率として五倍ぐらいの倍率がございます。したがつて、中卒については、全体として雇用情勢は厳しい中でございますけれども、特に問題はない。

これはひととおり徹底して指導していただきたいと思ふのです。この点どうですか、お願いできますか。

○清水説明員 先生の御趣旨は十分わかりますので、私どもとしてもさらにその御趣旨を踏まえまして適切に指導をいたしていきたいと思います。

○近江委員 民間の相互銀行以下の中堅金融機関

も、いま都市銀行で言いましたけれども、何もないことはひととおりおつしやつたようにあります。この点どうですか、お願いできますか。

高卒については、同じ十月一日現在で来年三月の求人見込み等を含めまして求人倍率を見ますと、約二倍ちょっとでございます。前年度が三倍強の倍率でございましたから、それから比べます

と倍率も落ちているわけでございますけれども、現時点で二倍以上の求人があるということは、若干選択の幅は狭まりますけれども、就職は一応全員について可能であると見ております。

大卒につきましては、実は学校と企業とが直接求人、求職の受け付け等をやっておりますので、全体的な状況はなかなかつかみにくいわけでござ

いますが、現在までにつかんでおります大卒の求人、求職の見込みとしましては、全体的な数字はございませんが、部分的な把握の数字で申し上げます。特にその中でも、男子の場合は比較的まだだ、従来が非常に高い倍率を示していたと見込まれますので、それからしますと非常に厳しい就職戦線にはなってきているというふうに考えております。特にその中でも、男子の場合は比較的まだいいのでございますが、先生御指摘のように、女子の卒業見込み予定者につきましては相当厳しい戦線にはなってきていますが、大体二倍ぐらいの求人はございます。たゞ、その点につきましては、通産省を初め関係省庁とも連絡をとっているわけでございますが、そうした個々のケースの破綻の起きないように、やり方といましましては、期限を延長するという方法もござりますで、やはり最近におきましてはかなりの後ろ向き資金の貸し出しということも行われております。そうした形で、全体といましまして中小企業金融に最善を尽くすというように指導をしていきたいと考えております。

それから、きょうは労働省の方も来ていただきましては、その点につきましては通産省を初め関係省庁とも連絡をとっているわけでございますが、そうした個々のケースの破綻の起きないように、やり方といましましては、期限を延長するという方法もござりますで、やはり最近におきましてはかなりの後ろ向き資金の貸し出しということも行われております。そうした形で、全体といましまして中小企業金融に最善を尽くすというように指導をしていきたいと考えております。

切なことであろうと思います。その点、従来は学生の需給が逼迫と申しますか、求人の方が多いような状況のときは、中小企業では新規学卒者の採用がなかなか容易でなかたわけでございますけれども、今回の新規学卒者の需給の緩和というのは、中小企業とりましては優秀な人材を確保するまたとない好機であろうというふうに考える次第でございます。

そういう意味におきまして、私ども商工会議所にお願いをいたしまして、商工会議所が、全国の商工会議所の主なところに、新規の、特に大学卒の学生のための就職促進のための専門のセクションを一定期間設けることにしていただいたわけでございます。ここで学生あるいは大学の側からのいろいろな企業情報に関します照会にお答えをいたしましたり、その他採用を希望する中小企業の側と、就職を希望される学生、大学の方との結びつきをいろいろいたすようにいたしたい。そういうことで、商工会議所がそういう専門のセクションを設けるようになつましたので、その活動に実は期待をいたしております。同時に、中小企業の近代化、高度化に努力をしなければならない、こういうふうに考えております。

○近江委員 もう大分お昼も過ぎておりますから終わりたいと思いますが、最後に、いわゆる小規模対策としまして経営改善指導員の待遇問題、これは非常に悪いわけですが、今後どのようになさるか、その問題につきましてお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 経営指導員は現在約七千名おりまして、全国の商工会議所あるいは商工会に籍を置きまして、小規模事業者の相談相手となりましていろいろな経営相談等に応じて指導いたしております。私どもは、この待遇につきましては、特に給与面におきましては国家公務員に準じてまいりたい、かように考えまして、從来から改善方を図ってきたわけでございます。

午後一時二十三分休憩

午後三時四十八分開議

○山村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○武藤(嘉)委員長代理 午後二時三十分から委員会を開くこととし、この際、暫時休憩いたします。

質疑を行いました。宮田早苗君。

○宮田委員 中小企業信用保険法の一部改正案について若干の質問をいたします。

特にベースアップにつきまして、従来は公務員が前年にたとえば一〇%のベースアップがござりますと、その翌年に一〇%のベースアップを行なう、こういうことで一年おくれで給与の改定を行なっておりますと非常に経営指導員の方の生活面でも影響が大きい、こういうふうに考えまして、昨年は補正予算にその関係の予算を計上いたしました。昨年十月から約三割のベースアップを実施いたしたわけでございます。今年度につきましては、昨年十月份から約三割のベースアップを実施いたしました。昨年十月から約三割のベースアップを実施いたしたわけでございます。今年度につきましては、公務員関係は一〇%強のベースアップが行われたわけでございますが、四月にさかのぼりまして公務員についてはベースアップが行われますが、昨年よりも二ヶ月かかるばかりまして、八月以降一ヶ月弱のベースアップを行うということにいたしまして、先般成立を見ました補正予算の中にその関係の待遇改善費を計上いたしてございます。

明年度以降につきましてはさらに前進を図ります。文字どおり公務員に準するような形を持つて、優秀な人材をまた育成していくべきだと思います。同時に、中小企業が、大学卒の方が見えましても魅力のある働き場所となりますように、一層

政府は第四次不況対策、さらには年末金融対策を打ち出しているわけでございますが、金融機関はこれから膨大な国債の引き受けに入るわけでございます。これによって、意図している年末金融が円滑にいかなくなるのではないかと危惧する向きが多いのですが、中小企業庁長官の景気見通しも含めて御答弁をまずお願いいたします。

○齋藤(太)政府委員 中小企業の景気の状況がござりますけれども、生産、出荷は大体ことしの二月を底といたしまして、以後漸次上向きに転じております。ただ、その上向きの足取りはきわめて緩やかでございまして、最近一進一退を続けておる、こういう状況でございます。その結果、生産水準は最近に至りまして、昭和四十五年を一〇〇としてようやくそれをやや上回ったという程度の水準でございまして、前年の同月に比べましては、もう時間ですから、これで終わります。

では、もう時間ですから、これで終わります。金を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十三分休憩

午後三時四十八分開議

○齋藤(太)政府委員 経営指導員は現在約七千名おりまして、全国の商工会議所あるいは商工会に籍を置きまして、小規模事業者の相談相手となりましていろいろな経営相談等に応じて指導いたしております。私どもは、この待遇につきましては、特に給与面におきましては国家公務員に準じてまいりたい、かように考えまして、從来から改善方を図ってきたわけでございます。

質疑を行いました。宮田早苗君。

○宮田委員 中小企業信用保険法の一部改正案について若干の質問をいたします。

特にその業種別的内容で見ますと、大分好転をしてまいりました業種と、逆にさらに悪化を見つつあるような業種もございます。好転をしつつありますのは自動車関連部門、それから家庭電気製品、特にカラーテレビを中心とした下請等の部門、それから織維品の一部の、たとえばメリヤスとかニットでござりますとかいったような織維の最終製品の部門が最近少し好調のようになります。

そこで、この点は今後の情勢の推移を注目しておきますと、一応今回決めました年末金融対策として中小企業向けに三兆五千二百億円の融資目標を決定いたしました。大蔵省の銀行局の方でその確保方につきまして金融機関を指導していただいているところでございます。今後国債の大額発行あるいは地方債の発行ということによりまして、金融市場が需給が窮屈になるということを考えられるわけでございまして、そういう意味におきまして、一応今回決めました年末金融対策で何とかしのげるのではないかと思っておりますけれども、さらにこの点は今後の情勢の推移を注目しておきますと、一応今回決めました年末金融対策をいたしまして、鐵鋼関係、機械、金属、あるいはセメントでございますとか合板でございますとか、そういう工事なり建築関係の部門は依然として不振でございます。

そういう状況から倒産も九、十とだんだんふえてまいりまして、特に十月は千件を超えております。年末目標にして、中小企業経営者の多くは経営の立て直しも立てられないというのが実態でございまして、流動業界としても、個人消費の停滞から手痛い打撃を受け続けておるのであります。年末目標にして、中小企業経営者の多くは経営の立て直しと資金繰りに追いまくられておるのが実情であります。

政府は第四次不況対策、さらには年末金融対策を打ち出しているわけでございますが、金融機関はこれから膨大な国債の引き受けに入るわけでございます。これによって、意図している年末金融が円滑にいかなくなるのではないかと危惧する向きが多いのですが、中小企業庁長官の景気見通しも含めて御答弁をまずお願いいたします。

○齋藤(太)政府委員 中小企業の景気の状況がござりますけれども、生産、出荷は大体ことしの二月を底といたしまして、以後漸次上向きに転じております。ただ、その上向きの足取りはきわめて緩やかでございまして、最近一進一退を続けておる、こういう状況でございます。その結果、生産水準は最近に至りまして、昭和四十五年を一〇〇としてようやくそれをやや上回ったという程度の水準でございまして、前年の同月に比べましては、もう時間ですから、これで終わります。

では、もう時間ですから、これで終わります。金を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

たりの保険引受限度を従来の百五十万円から二百万円に拡大するということを政府としては決定いたしまして、法律の改正方をお願いいたしておるわけでございます。

また、信用保証協会が倒産関連の保証を――最近大変ふえてまいりておりますので、それによります信用保証協会の経営への影響等も考えまして、その経営基盤の強化を図りますために今度の補正予算におきまして五億円の政府の保証協会に対する補助金を計上いたしまして、年度当初に計上しております四億円の補助金と合わせまして九億円の補助金を近く全国の保証協会に配分をいたしまして、さらに保証の強化を図ってまいりましたい、こういうふうに考えておるところでござります。

○宮田委員　ただいまの御答弁についてもう少し
お伺いをさせていただきますが、大体自動車、家
庭電器、織維に若干の上向きということをおっしゃ
つておりますが、これは政府がとりました一次
から四次までの不況対策ということとで上向くとい
うことではないような気がするわけなんです。多
分に自動車によりますと例の規制の問題もありま
しょう。電器の関係も、ある程度貰いかえの時期
とかあるいはまた年次の時期的なものもあるのだ
じゃないかと思いますが、これはこのままにしてお
きますと、せっかくの不況対策が——不況対策によ
ってこういうふうになるという、それが好ましく
ない現象だと思いますが、そういう点について長官の
お考えをひとつ聞かせていただきたい。
もう一つは、鉄、機械、セメント、特に建設関
係はなかなか不況の底を脱し得ないということとな
んでございますけれども、この点につきましては、
いま説明のいろいろな対策によつてある程度確
かなものか、その点も、これは見通しでございま
すのでなかなかむずかしいと思いますけれども、
長官のお考えがありましたらお聞かせ願いたいよ

思
い
ま
す。

○齋藤(太)政府委員 最近好調になつてまいりましたのは、いま申しましたように自動車、あるいはカラーテレビ、あるいは織維の最終製品関係、あるいは食品といったようなものでございまして、どちらかといいますと消費財の関係が多いよう位思つたわけでございます。そうかと申しまして、消費自体が非常に活発化しておるかと申しますと、昨年の物価騰貴以来、消費者のいわゆる消費態度はきわめて慎重になつておなりまして、消費自体の伸び率は名目で一〇%ぐらいでございまして、実質で見ますと、そう消費が伸びておるというわけではございません。また設備投資関係は、いま企業の操業度が大体七〇%ぐらいから七五%ぐらいでござりますので、まだまだそう大幅に設備投資をして能力をふやそうという意欲は、大企業、中小企業を通じまして余りないわけでございます。それから輸出関係は、年度当初の計画よりも一割ぐらい落ち込んぐくらいに輸出が減つていて申しますか、計画に対しても落ち込んでおります。これは世界的な石油ショック後の不況で世界的に各國とも輸出が伸び悩んでおるという状況でございます。

そういうふうに見てまいりますと、需要を押し上げる最終需要項目といたしましてどれも余り需要を引っ張り上げる力のあるものがないわけでございます。結局、政府調達関係と申しますか、そういうた財政面からの需要の喚起ということにして期待せざるを得ない、こういう状況でございましたので、御案内のように、先般の第四次不況対策におきましては、公共事業の追加として、事業量として約八千六百億円、それから住宅金融公庫の融資枠の追加七万戸分で事業量といたしまして約六千億円、そのほかに公害投資関係の追加でござりますとか、あるいはプラント関係の輸出を喚起するということで財政投融資を輸出入銀行なり開発銀行なりにつけるというふうなことで、需要の喚起を考えたわけでございます。

第四次の不況対策によりまして喚起されます需

要量を大体三兆円と見ておりまして、そのうち、年度内にもたらされる新規需要が一兆六千億円ぐらいというよう見えております。そういたしますと、下期の経済成長率は実質で約6%強というよう見込んでおりまして、年間にならしますと実質で二・二%の成長になろうかと見ておりますが、下半期だけでとりますと年率に直しまして六%、下半期の上半期に対します伸び率では三・二%、こういうような成長率を見込んでおります。年率六%の実質成長率と申しますと、やや正常化した経済の伸び率でございまして、この第四次の不況対策で考えました計画どおりに進みますれば、だんだん下半期の期末に向かうに従いまして景気は向いてくる、こういうことに相なろうかと存じますが、そのためには、今度の第四次の不況対策がなるべく早く末端まで実行されるということが必要かと存じます。

○宮田委員 次に、今回の信用保険法改正案で特別小口保険を二百五十分円まで引き上げることは、現下の金融情勢から妥当なこととは思います。しかし、問題は借り入れる中小企業者の償還能力、これが問題だと思います。私、一二、三の県の信用保証協会の窓口に当たってみましたが、最近の傾向として、返済の目途がない保証が増加している、同一業者の申し込みが重なる、いわば自転車操業的なのが増加しておるということを聞いておるわけでございますが、償還猶予と代位弁済の実態がおわかりならばお示し願いたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 過去に政府系三機関から資金をお借りになりまして、返済期が参りまして、こういった不況の状況でございますので、なかなか経営が思わしくないとか、資金繰りが困難であるということで返済が困難である、こういう方が非常にあえております。こういう方々につきましては、個別に金融機関の窓口でその実情をお伺いいたしまして、返済が困難であるということがもつともだと思われます方々につきましては、極力弾力的に返済猶予を行うように、政府系三機関に

昭和四十九年度の返済猶予の実績件数は年間約三万件ぐらいで、千六百四十億円の返済猶予を行つております。今年度に入りましたて上半期が約二万件でございますが、金額は千三百十五億円というような額になっておりまして、ことし半年で去年の一年間に近づくような返済猶予額になつております。どうなわけでございます。さらにつこの点はよく三機関を指導いたしまして、弾力的に扱うようにしてまいりたいと考へております。

それから、保証協会の代位弁済の状況でございますけれども、金額は非常にふえてまいつております。四十八年度の代位弁済額が二百八十五億円でございましたが、四十九年度は四百十億円になります。それから、ことしの上半期の前年同期に対しまず増加率は五九%でございまして、四十九年度の代位弁済の前年度に対する増加率は四四%でございました。それから返済の時期が来たときにこの返済ができるないというようなことがはつきりして、代位弁済ますます増加率は五九%でございまして、最近急激に代位弁済がふえておるということをございます。

なお、これは御承知のように、保証をいたしましてから返済の時期が来たときにこの返済ができるないというようなことがはつきりして、代位弁済ますます増加率は五九%でございまして、そういう意味からいたしますと、現在代位弁済いたしておりますのは去年ないしそれ以前の保証でございまして、本当に代位弁済がふえるのはむしろこれからではないかというふうに私ども見ております。

○宮田委員 保証協会の話をさらに続けますが、申し込み件数の増加、あるいは償還猶予手続の増加、また記帳管理業務の多様化等で、事務量が非常にふえてきているということをございます。都道府県の協会の機構をどうするかはさておきまして、国として来年度予算で、商工会議所や協会等、末端の中小企業窓口の拡充強化を進める必要

があると思っておりますが、その点、長官はどういうふうなお考えを持っておいでになるか、お聞かせします。

○齋藤(太)政府委員 この商工会議所並びに商工省には経営指導員を配置いたしまして、特に小規模な中小企業の方々の経営なり金融、税務、記帳、こういった面の御相談に応じて指導をいたしておりますが、現在、今年度末までに七千名になる予定でございます。明年度につきましてはさらに千名の増員を大蔵省の方にお願いいたしてあるところでございます。

○宮田委員 さきの答弁の中にもございましたように、個別に実情を聞いて、やはり小まめに対処しなければならぬのじゃないか、そういうことが非常に必要になってきておるのじゃないかと思います。

また、中小企業庁がすでに公表しております中小企業調停専門官、この構想を、具体的になつておりますから説明をしていただきたいと思いま

○齋藤(太)政府委員 従来から大企業が中小企業の分野に出てまいるというケースはいろいろあつたわけでございますが、特に、今後安定成長に入るといたしますと従来のように成長が望めない、そういう中で大企業が、中小企業が主として生産あるいはサービス等を担当しております分野に無理やりに割り込んでくるということになりますと、いろいろ摩擦が生じてきて、中小企業の近代化に差し支えるような場合も出てこようかと存じます。こういったケースにつきましては、私ども従来から、現行法の中小企業団体法をバックにいたしまして、まず当事者で十分話し合いをしていただきまして、話し合いがつかない場合には政府があつせん、調停の仕組みをさらに強化いたしまして機動的に対処してまいりたい、こういふうに考えまして、明年度の予算要求におきま

して、調停専門官というものを中小企業庁の本庁に二名と各通産局に一名ずつ置きたいというふうに考へまして、その関係の予算の要求をいたしております。

それからもう一つは、全国の商工会議所に各一名、個別の紛争が起りましたときにはその情報報を迅速に収集していただきまして関係行政機関に連絡をしていただき、こういう仕事をお願いするための分野調整指導調査員というものを全国の四百七十四の商工会議所に配置と申しますか委嘱をいたしたい、こういうふうに考えております。

○宮田委員 次に、信用保険法に関連をした質問を行いたいと思います。

まず、中小企業の経営難の最たる業種といいまして平電炉の中小鉄鋼メーカーがございます。小型棒鋼メーカーは、去る九月から十一月末までの間カルテル認可のもとで減産強化をやつてしましましたが、市況はむしろ悪化をしておりまして、回復のめどが立たないところから、公正取引委員会にさらに二ヵ月間のカルテル延長をお願いしているところがござります。棒鋼の市況推移を見ますと、十月中旬から月末までの間にトン当たり一千万円も下がつておるわけでございますが、本来ながら基礎産業局にお尋ねすべきところかもしませんが、きょうは私の方で連絡しておりませんので、あるといふうな業界が上向くのではないかというふうな事情もあつたようでございます。

その原因でございますが、何と申しましても總

需要抑制策がことしの春近くまでずっと続いておりましたので、公共事業等につきまして、これだけ物価が上がつておるにもかかわらず、たとえ四十九年度の公共事業は四十八年度と金額にしては横ばい、そういった予算を組んでおりました

のが最大の原因ではないかと思うわけでござります。棒鋼等は建築の不振を反映いたしまして価格も下落をしておる。一時、ことしの四、五月でございましたか、今後景気が上向くのではないかというふうなことで、仮需と申しますか、業界が少し増産を図つた時期がございまして、ところが実際に業界が期待されたほどには需要が出なかつたということで、その反動落ちでさらに六月、七月どころはむしろ悪くなつた、こういうふうな事情もあつたようでございます。

いずれにしましても、こういった資本財の関係は、現在、鉄鋼も非鉄金属も、金属製品、機械等が非常に不況からの脱出がおくれて苦しんでおられるというような実情のようを見受けております。

○宮田委員 最近になって若干持ち直しているよう感じますが、問題は、年末はもちらんですが、その資金対策が一番重要なだと思われるでございます。減産資金手当等についてどのように指導をしておられるのか、これもお聞かせ願いたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 政府系の三金融機関、中小企業向け金融機関につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、年末金融として四千八百億円を追加することを決めまして、現在これを各支店の需要を調査いたしまして配分いたしておるところでございます。また、民間金融機関の中小企業向け融資につきましては、年末融資目標といましまして三兆五千二百億円の目標を設定いたしましたして、これを現実に融資が行われるようだ大蔵省から指導をいたしておるところでございます。

○宮田委員 はわりに規模が大きゅうございまして、不況カルテルも、中小企業の不況カルテルでございません

で、独裁法に基づきます不況カルテルを実施いたしております。したがいまして、金融の面におきましても、いわゆる政府系の中小企業三機関の対象からみ出る中堅どころの企業が多いのではないかと思いますが、こういった向きにつきましては、担当の基礎産業局の方で産業政策局の方と相談をいたしまして、それぞの需要を集めて民間金融機関の方にいろいろ融資方をお願いする、このういうふうな措置をとっておるよう私、聞いております。

○齋藤(太)政府委員 もう少しお聞きいたしますが、年明け後の需要動向をどう見ておられるか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 第四次の不況対策の効果が徐々にあらわれてくると思いますので、年明け後は漸次建設関係、住宅関係あるいは工事関係、そういう面に伴います関連部門への需要は上向いてくるのではないかというように期待を持っております。

○宮田委員 これで終わりにいたしますが、不況対策ということでおいまいろいろな政策が用いられておるようございますが、何しろ政府がしっかりとやう言つております一つの柱であります個人消費、これについてはまだ総体的なものはわかりませんけれども、冬の一時金一つとりまして、民間というものは御存じのよう半額はできるだけ貯金をして来年回しにしてほしい、現金は半額だというようなことでござりますので、これに対する不安感というのが非常に強いようでございまして、これが一番最初に質問いたしましたように、自動車あるいは家庭電器、織維の関係、一時的に活発になりそうがないということでございまして、これが最も下向くというような傾向になりましたけれども、またぞろ下向くというふうに私は思つておるところでございます。

その点につきましては、ひとつ小まめに長官の方で対策をしていただかないと、せつかくの対策

が全然効果をあらわさないということになりますので、その点要望しておきます。

もう一つの公共投資というものが大きな柱になつておりますて、これには若干の期待が持てるのではないかというようにおも思つておるところでござりますが、これはしょせん公共投資でございまして、民間がこれによつて投資活動を活発にする

といふには、余裕がございませんからできかねると思いますが、そういう面は長官の方での指導というのが非常に大きな役目を果たすのではなかつて、民間がこれによつて投資活動を活発にする

といふには、余裕がございませんからできかねると思いますが、そういう面は長官の方での指導

にあらうかと存じます。できるだけの努力をいたしましたまいりたいと考えます。

○山村委員長 終わります。

午後四時二十三分休憩

午後六時八分開議

○山村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○中村(重)委員 通産大臣に考え方をお聞きいたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

立ちまして中小企業の年末融資対策を決めたわけですが、これを決めるにつきましては、中小企業三金融機関の年度間における原資、それから最近における申し込み状況、こういうことを十分調査いたしまして決定したわけでございます。

御案内のように、三機関の年度間の原資は二兆五千億になつておるわけでございます。今回の四千八百億を加えましてざっと三兆円になつたわけですが、最近の申し込み状況から見まして、四千八百億が妥当である、こういうことで決めたわけでございます。

ただし、当初に申し上げましたように、中

小企業対策は政府の産業政策の中でも最重要の対策であると考えておりますので、もし今後に資金

が不足するというふうな事態が発生いたしましたならば、それに対しては必要な資金を十分確保していく考えでございます。

○中村(重)委員 それから、保証協会の基金補助

なんですが、当初予算に四億計上してあるわけですね。年度五億追加をされたわけですが、五億といふことになつてまいりますと、保証協会がいまた

しか五十二でございますか、一保証協会に対しても一千五百足らずといふことなんですが、これでは信用保証協会の保証能力を強化する、不況対策なんといふことにはもう問題にならない額であると

私は考えるわけですが、これでございま

と私は考えるわけですが、これでございま

と私は考えるわけですが、これでございま

と私は考えるわけですが、これでございま

と私は考えるわけですが、これでございま

と私は考えるわけですが、これでございま

と私は考えるわけですが、これでございま

と私は考えるわけですが、これでございま

と私は考えるわけですが、これでございま

としてなければならぬ、理想ということよりも当然その程度はしなければならないと思うのですが、それが予算の補正になるわけでもありますけれども、これは予算の補正になるわけでもありますから、臨時国会を開かない限りこれは

不可能であろうというよう思うわけなんです。

そうしてみると、何らかの形において保証協会の保証能力を強化するというような手立てをする

必要があります。したがいまして、申し上げた基金補助の五億、それから融資基金の二百三十億といふものを増額しなかつた、これは当然不足である

でございます。したがいまして、申し上げた基金補助の五億、それから融資基金の二百三十億といふものを増額しなかつた、これは当然不足である

ういった補助金をとりまして出すようにいたしてまいりたい、かようと考えております。

それから、融資基金と準備基金の増額につきましては、今年度二百三十億円政府から保険公庫に出資をいたしまして、そのうち百八十億の融資基金につきましては、保証協会の経理面の基盤の強化という意味で、低利で融資をいたしております。ございます。

年度内に追加を考えないかというお話をございましたが、一応今年度はこれまでまいりたいというふうに考えておりますが、明年度につきましては大幅な増額を図りたいというふうに考えておりまして、予算要求面でもそういう大幅に増額をいたしました要求をいたしておるところでございます。

○中村(重)委員 大臣の答弁を長官が打ち消すといつたようなことであってはならないと私は思

う。あなたのいまのような答弁は、私の昨日の質問に対してもお答えになつていらっしゃる。私は、それで不十分なんだから、特に大臣に、この点に対する積極的な取り組みの必要があるのではないか、これは予算関係になるわけでござりますから、今度の国会で再度補正ということはできないであろう、したがって何らかの形で、低利融資であるとかいろんな形で保証協会の保証能力をつけさせるようなことをお考へになる必要があるじゃないかという考え方の質問に対し、大臣は非常に積極的な答弁をされたわけだから、少なくともあなたは中小企業庁の長官だから、やはりいろんな創意工夫をこらして保証協会の保証能力を高めていくということについて、可能な限りの取り組みをされるということが当然でなければならないと私は考えます。その点に対してもむしろ反省をあなたに促しておきたいと思います。

○中村(重)委員 大臣の答弁を長官が打ち消すといつたようなことであつてはならないと私は思

う。あなたのいまのような答弁は、私の昨日の質問に対してもお答えになつていらっしゃる。私は、それで不十分なんだから、特に大臣に、この点に

対しては積極的な取り組みの必要があるのではないか、これは予算関係になるわけでござりますから、今度の国会で再度補正ということはできない

のである。したがって何らかの形で、低利融資であるとかいろんな形で保証協会の保証能力をつけるようなどをお考へになる必要があるんじゃないかという考え方の質問に対し、大臣は非常に積極的な答弁をされたわけだから、少なくともあなたは中小企業庁の長官だから、やはりいろんな創意工夫をこらして保証協会の保証能力を高めていくということについて、可能な限りの取り組みをされるということが当然でなければならないないと私は考えます。その点に対してもむしろ反省をあなたに促しておきたいと思います。

○中村(重)委員 大臣の答弁を長官が打ち消すといつたようなことであつてはならないと私は思

う。あなたのいまのような答弁は、私の昨日の質問に対してもお答えになつていらっしゃる。私は、それで不十分なんだから、特に大臣に、この点に

対しては積極的な取り組みの必要があるのではないか、これは予算関係になるわけでござりますから、今度の国会で再度補正ということはできない

のである。したがって何らかの形で、低利融資であるとかいろんな形で保証協会の保証能力をつけるようなどをお考へになる必要があるんじゃないかという考え方の質問に対し、大臣は非常に積極的な答弁をされたわけだから、少なくともあなたは中小企業庁の長官だから、やはりいろんな創意工夫をこらして保証協会の保証能力を高めていくということについて、可能な限りの取り組みをされるということが当然でなければならないないと私は考えます。その点に対してもむしろ反省をあなたに促しておきたいと思います。

○中村(重)委員 大臣の答弁を長官が打ち消すといつたようなことであつてはならないと私は思

う。あなたのいまのような答弁は、私の昨日の質問に対してもお答えになつていらっしゃる。私は、それで不十分なんだから、特に大臣に、この点に

対しては積極的な取り組みの必要があるのではないか、これは予算関係になるわけでござりますから、今度の国会で再度補正ということはできない

のである。したがって何らかの形で、低利融資であるとかいろんな形で保証協会の保証能力をつけるようなどをお考へになる必要があるんじゃないかという考え方の質問に対し、大臣は非常に積極的な答弁をされたわけだから、少なくともあなたは中小企業庁の長官だから、やはりいろんな創意工夫をこらして保証協会の保証能力を高めていくということについて、可能な限りの取り組みをされるということが当然でなければならないないと私は考えます。その点に対してもむしろ反省をあなたに促しておきたいと思います。

○中村(重)委員 大臣の答弁を長官が打ち消すといつたようなことであつてはならないと私は思

う。あなたのいまのような答弁は、私の昨日の質問に対してもお答えになつていらっしゃる。私は、それで不十分なんだから、特に大臣に、この点に

対しては積極的な取り組みの必要があるのではないか、これは予算関係になるわけでござりますから、今度の国会で再度補正ということはできない

のである。したがって何らかの形で、低利融資であるとかいろんな形で保証協会の保証能力をつけるようなどをお考へになる必要があるんじゃないかという考え方の質問に対し、大臣は非常に積極的な答弁をされたわけだから、少なくともあなたは中小企業庁の長官だから、やはりいろんな創意工夫をこらして保証協会の保証能力を高めていく

ことによって補えるのじやないだらうか、だから、いまの原子力発電いうものはいわば実用炉でなくて、試験段階に使うべきだという考え方を私どもは持つておるわけです。

それは、それとしまして、中国原油の長期取引と

いうことをこの委員会でもいままでしばしば私は発言をしてきましたし、重大な関心を持つておる

ものですから、その点について御報告願いたいと

思います。

○河本国務大臣 その点につきましては、今後十分向こうに検討いたします。

○中村(重)委員 いまの大臣の答弁を信頼いたし

ます。答弁はしたが、実行が伴わないというよう

のだというようなことがないよう、十分ひとつ

大蔵省に反省を促していくというようなことでな

いのです。どうしても答弁は零細企業に多いでし

ょうから、答弁が多いから保証倍率を抑えていく

のではないかというように考えます。その点に對

しての大臣の見解をひとつ伺つてみたいと思いま

す。

○中村(重)委員 おのれの見解をひとつ伺つてみたいと思いま

す。

す。

○増田政府委員 備蓄の目的でございますが、石油の供給を行うことによりまして、わが国への石油の供給が不足する事態、これは削減あるいは禁輸その他があるわけござりますが、いろいろな事態が予想されるわけでございますが、いろいろな供給が不足する事態が生じた場合におきまして、石油の供給を確保し、石油の不足によります国民生活に対する影響というものを防ごう、こういうことでござります。

○板川委員 日本のような全く石油のない国、一〇〇%近いものを海外から依存している国であり、しかもアメリカに次ぐ大消費国でありますから、石油の安定的な確保を図るということは、政治の面から言っても経済の面から言っても重要な課題であろうと思うのです。この備蓄法の目的は、現在六十日程度あるものを、三十日分備蓄を増加することによって、不測の事態が生じた場合にできるだけ混乱を少なくしようということであつて、この備蓄によつて安定供給が全く万全であるということではない、こう思います。

石油の安定供給の第一は、こういう不測の事態を起さないような外交経済政策をとるということだらうと思います。第二は、みずから石油の供給源を確保すること、要するに、自主石油を持つことが第二だらう。第三としては、供給源の多元化といいますか、供給する国を、いま中東に七七%、八〇%近く依存しておるものになるべく多元化して、不測の事態が生じても影響を少なくする、こういう三つの要因を考えると私は思うのであります、そういう見解に対してもエネルギー庁長官はどうお考えですか。

○増田政府委員 ただいま先生から御指摘のありましたように、石油の供給の安定的な確保ということにつきましては、石油の供給源の分散化あるいは自主開発、それから産油国との間の緊密な連絡による契約という各種の方法によりましてこれを達成しなければならない、こういうふうに思つております。

具体的に申しますと、現在の石油開発は自主開発ということでやつておりますが、ただ、これのやり方につきましては、従来の石油開発とは相当

変わつております、下請、コントラクトシステムということでやっておりますが、そういうことで

事態が予想されるわけでござりますが、そういうことで、日本の資金と技術で開発をし、それを一つの

安定供給源にする。それから、先ほど先生から言つておりましたのは大体七七%になっておりますが、これにつきましてはいろいろな面において問題が

ござります。これをできるだけ分散化して、広く世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしながら、それにはやはり中東が非常に埋

れ、それにいたしましてもやはり中東が非常に埋

めることが必要だと思つております。

○板川委員 では、次伺いますが、備蓄を九十

日に持つていくという年次計画、何年度にどの程

度までふやしたいのか。昭和五十五年の三月までに九十日分を備蓄しようという計画でありますか

とだらうと思います。第二は、みずから石油の供給源を確保すること、要するに、自主石油を持つことが第二だらう。第三としては、供給源の多

元化といいますか、供給する国を、いま中東に七

七%、八〇%近く依存しておるものになるべく多

元化して、不測の事態が生じても影響を少なくす

る、こういう三つの要因が考えられる私は思うのであります、そういう見解に対してもエネルギー

庁長官はどうお考えですか。

○増田政府委員 ただいま先生から御指摘のありましたように、石油の供給の安定的な確保ということにつきましては、石油の供給源の分散化あるいは自主開発、それから産油国との間の緊密な連絡による契約という各種の方法によりましてこれを達成しなければならない、こういうふうに思つております。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしながら、それにはやはり中東が非常に埋めることが必要だと思つております。

○板川委員 そうしますと、九十日と言つても、実際あるのは確かに九十日だが、使えるのは九十日とは限らないわけです。それより約一割少ないもの、こう思つていわけですね。わかりました。

では、次に伺いますが、この備蓄に要する財源

というのはどういうよう预定されておりますか、その点についての説明を願いたいと思ひます。

○増田政府委員 ただいま御説明いたしました昭和五十四年度末を目指といたします九十日備蓄計画の総資金量でございますが、これは全部で一兆二千八百億円といふことで計算いたしております。ただ、これにつきましては原油が大体半分です。ただ、これにつきましては原油が手当で代金になつておられます。これに関しましては、その原

油手当で代金の九割を石油開発公団から低利で融資するということになつております。この低利と申しますのは、六十日を超える分につきましては四%の利子補給をつけるということで、これによつて石油会社が備蓄用の原油を購入いたしま

すときには九割の資金を低利で取得できる、こう

したことになつております。

それから、それ以外は施設費、つまりタンクの

設置費用でこれが三千七百五十億円、それから用

地の取得費が二千四百五十億円ございますが、こ

からの施設に関連いたしましては日本開発銀行等の融資を行つておられます。それで内容につきましては、昭和五十年度末に七十日にいたしまして、そ

れから毎年五日ずつふやす。具体的に申しますと、五十一年度の末には七十五日、それから五十二年度末には八十日、それから五十三年度末には八十五日、五十四年度末を最終年度といつてしまして九十日に達成する、こういう計画でござります。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体一〇%弱といふことと言つておりますが、この数字は入れております。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体七七%になつておりますが、これにつきましてはいろいろな面において問題が

ござります。これをできるだけ分散化して、広く世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしながら、それにはやはり中東が非常に埋めることが必要だと思つております。

○板川委員 そうしますと、五十四年度まで五年

間に九千日の備蓄をするために総計一兆三千億近い膨大な資金を要するのだ、そのうち備蓄する三千日分の原油代が六千六百億、タンクの施設費三千七百五十億、用地費二千四百五十億といふ膨大な費用になるわけですが、九十日にするた

めに備蓄の基地というものは一体どういうところに計画をされておるのでしょうか。これは石油コンビナート安全法の関連もありまして、都市の真ん中につくるのはではないと私は思つているのですが、どういうところをいま予定されておりますか。

○板川委員 そうしますと、五百日と言つても、実際あるのは確かに五百日だが、使えるのは九十九日とは限らないわけですね。それより約一割少ないもの、こう思つていわけですね。わかりました。

では、次に伺いますが、この備蓄に要する財源

というのはどういうよう预定されておりますか、その点についての説明を願いたいと思ひます。

○増田政府委員 ただいま御説明いたしました昭和五十四年度末を目指といたします九十日備蓄計画の総資金量でございますが、これは全部で一兆二千八百億円といふことで計算いたしております。ただ、これにつきましては原油が大体半分です。ただ、これにつきましては原油が手当で代金になつておられます。これに関しましては、その原

油手当で代金の九割を石油開発公団から低利で融

資するということになつております。この低利と申しますのは、六十日を超える分につきましては四%の利子補給をつけるということで、これによつて石油会社が備蓄用の原油を購入いたしま

すときには九割の資金を低利で取得できる、こう

ことになつております。

これらは促進策を行うことによりまして、石油企業がタンクを建設し備蓄用の原油を貯蔵するのに必要な資金は全部ではございませんが相当大きな部分を政府がめんどうを見るということで財源対策をいたしております。

○板川委員 そうしますと、五十四年度まで五年間で九千日の備蓄をするために総計一兆三千億近い膨大な資金を要するのだ、そのうち備蓄する三千日分の原油代が六千六百億、タンクの施設費三千七百五十億、用地費二千四百五十億といふ膨大な費用になるわけですが、九十日にするためには備蓄の基地というものは一体どういうところに計画をされておるのでしょうか。これは石油コンビナート安全法の関連もありまして、都市の真ん中につくるのはではないと私は思つているのですが、どういうところをいま予定されておりますか。

○板川委員 そうしますと、五百日と言つても、実際あるのは確かに五百日だが、使えるのは九十九日とは限らないわけですね。それより約一割少ないもの、こう思つていわけですね。わかりました。

では、次に伺いますが、この備蓄に要する財源

というのはどういうよう预定されておりますか、その点についての説明を願いたいと思ひます。

○増田政府委員 ただいま御説明いたしました昭和五十四年度末を目指といたします九十日備蓄計画の総資金量でございますが、これは全部で一兆二千八百億円といふことで計算いたしております。ただ、これにつきましては原油が手当で代金になつておられます。これに関しましては、その原

油手当で代金の九割を石油開発公団から低利で融資するということになつております。この低利と申しますのは、六十日を超える分につきましては四%の利子補給をつけるということで、これによつて石油会社が備蓄用の原油を購入いたしま

すときには九割の資金を低利で取得できる、こう

ことになつております。

それから、それ以外は施設費、つまりタンクの

設置費用でこれが三千七百五十億円、それから用

地の取得費が二千四百五十億円ございますが、こ

からの施設に関連いたしましては日本開発銀行等の融資を行つておられます。それで内容につきましては、昭和五十年度末に七十日にいたしまして、そ

れから毎年五日ずつふやす。具体的に申しますと、五十一年度の末には七十五日、それから五十二年度末には八十日、それから五十三年度末には八十五日、五十四年度末を最終年度といつてしまして九十日に達成する、こういう計画でござります。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体七七%になつておりますが、これにつきましてはいろいろな面において問題が

ござります。これをできるだけ分散化して、広く世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体一〇%弱といふことと言つておりますが、この数字は入れております。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体七七%になつておりますが、これにつきましてはいろいろな面において問題が

ござります。これをできるだけ分散化して、広く世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体一〇%弱といふことと言つておりますが、この数字は入れております。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体七七%になつておりますが、これにつきましてはいろいろな面において問題が

ござります。これをできるだけ分散化して、広く世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体一〇%弱といふことと言つておりますが、この数字は入れております。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体七七%になつておりますが、これにつきましてはいろいろな面において問題が

ござります。これをできるだけ分散化して、広く世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体一〇%弱といふことと言つておりますが、この数字は入れております。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体七七%になつておりますが、これにつきましてはいろいろな面において問題が

ござります。これをできるだけ分散化して、広く世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体一〇%弱といふことと言つておりますが、この数字は入れております。

それからもう一点お尋ねでございました備蓄につきましては、タンクの底に残る使えない数量と世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体七七%になつておりますが、これにつきましてはいろいろな面において問題が

ござります。これをできるだけ分散化して、広く世界から求めれる。特にできれば近隣の諸国から求めることが必要だと思ひます。しかしいうのがござります。これは大体一〇%弱といふことと言つておりますが、この数字は入れております。

しい備蓄基地ということで決定しているものは現在ございません。

○板川委員 三百二十万坪プラスアルファになる

ようですが、一体どういう地域が想定されているのですか。

○増田政府委員 現在の備蓄基地といたしましては、大休海辺と申しますか、海側、これは埋立地

あるいは埋立地でなければ海岸周辺地といふことで、しかもすぐそばに大都市がない、やはり邊縫

の海浜地域、こういうことを予定しております。

○板川委員 五年後に九十日分を必要とする、その場合に四百九十万坪ぐらいい面積として必要だ、

百七十万坪ほどは現在保有地があるからそれを使

う、あとは主として海辺僻地といいますか、そういうところが選ばれるであろう、こういう考え方

ですね、わかりました。

次伺いますが、備蓄を九十日に分やすることによって石油製品などのくらいコストアップをするだろうか、こういう点を計算があつたら知らせてください。

○増田政府委員 ただいまお尋ねの備蓄コストが

どれくらい石油製品にはね返るかということでござりますが、私どもの方で試算いたしましたも

の、これは内容といたしましては金利負担あるいは減価償却費、人件費、固定資産税の支払い、そ

れから修繕費、タシクの保険料その他、こういう

各種のコストが備蓄を行ひるためにかかるわけ

でござりますが、これを昭和五十年度から五十四

年度までの先ほど申し上げました三十日積み増し

をいたします計画の総合計を申し上げますと、こ

れが四千七百十六億円ということになります。こ

れをその間に販売いたします石油量に割り掛けて

計算いたしますと、一キロリットル当たり三百五

十三円、こういう計算になります。ただ、先ほど申し上げましたように、金利の補助とかその他の

制度がござりますので、政府の助成を引きますとキロリットル当たり二百八十円、こういう計算になるわけございます。

○板川委員 キロリットル当たり一応三百円見当

の負担が製品にかかるだろう。キロリットル当たり三百円を五年後の消費量に掛けるとどのくらいの年間金額になりますか。

○増田政府委員 昭和五十四年度で計算いたしま

すと、備蓄コストで助成分を引きました分を計算

いたしますと一千四百三十四億円が計算されます。

○増田政府委員 五年後九十日を達成いた

しまして、それからそれ以後九十日で横ばいにす

る、ただ、日本におきます石油消費量が年々ふえ

てきますから、これを計算いたしますと、大体

金量は九千三百億円、こういうことでございま

す。

○増田政府委員 五十四年度末九十日を達成いた

しまして、それからそれ以後九十日で横ばいにす

る、ただ、日本におきます石油消費量が年々ふえ

てきますから、これを計算いたしますと、大体

金量は九千三百億円、こういうことでございま

す。

○板川委員 五十四年度末九十日を達成いた

しまして、それからそれ以後九十日で横ばいにす

る、ただ、日本におきます石油消費量が年々ふえ

てきますから、これを計算いたしますと、大体

金量は九千三百億円、こういうことでございま

す。

す。

○板川委員 備蓄を九十日になると、五年後には

一年間で石油の製品コストのアップ分が大体千五

百億円見当であろう、それから十年後は年間二

千五百億円見当であろう、こういう説明がありま

した。大体その見当と思いますが、私は、石油の

備蓄の目的は安定供給の一部分である、不測の事

態に対する用心のために、そのときの混乱をでき

るだけ少なくしようということであつて、安定供

給自体をこれによつて解決するものじゃない。石

油の安定供給を図るということは——私はもちろ

ん備蓄に反対じゃない。当面備蓄をこの程度する

必要があると思います、世界的に見ても、ですか

ら、それはわかるのですが、石油政策としては、

先ほど言いましたように、自主的な開発によつて

自主原油を持つのではなければ、私は石油政策とい

うのは進まないと思うのです。

いま日本で、ことし石油開発のために年間どの

くらいの投資が行われておりますか。

○増田政府委員 昭和五十年度におきます石油開

発事業のための投資は、事業規模で一千億円が政

府の予算として組まれておるわけでござります。

○増田政府委員 昭和五十年度におきます石油開

発事業のための投資は、事業規模で一千億円が政

府の予算として組まれておるわけでござります。

○板川委員 私が今までの質疑を通じて聞きた

いと思うことは、五年後に一年間千五百億円もか

かります。これは石油製品のコストアップですか

ら、國民が結局製品を買うことによって負担する

ことになるのですね。そうして十年後には年間二

千五百億円もかかる。これも國民が負担すること

になる。そのほか政府がその一割五分ぐらいいろ

いろ安い金利を出したり補助したりといふので、

さらに入税金でそれを補つてやるわけでしょう。そ

ういう膨大な資金を年々使っても、なおかつそれ

は石油の安定供給という目的から言えば枝葉の問

題、必要だけでも抜葉の問題で、根本には触れ

ない。だから根本は、その石油開発というものに

もっと積極的に金をかけて取り組むべきなので

す。ところが、いま言ったように石油開発の今

度については約一千億円程度しか使わない。とい

うことは、結局石油の安定供給という根本に対す

る対策が足らぬではないのか、こういうことが言いたいわけなんですか。

この不測の事態に対するわずか三十日分をよけい負担するというだけで年々数千億かかるのに、根本の問題を解決しようという自主開発というも

のに対して余り金を使わないというのには、石油政

策としては本末転倒な感じがする。本末転倒だ

からこの備蓄をやめろと言うのではないですよ。

この備蓄よりももつと開発に國の資金なりを投じなければならぬのではないか、こういう考

え方にについて、エネルギー庁長官としてどうお考

えなんですかと聞きたい。

○増田政府委員 確かに先生のおっしゃられます

とおり、石油の安定供給確保のために開発を日本

みずから手でやるということが最も大事な石油

政策だと私も思つております。このための石油開

発公團の事業規範といつしまして五十年度一千

億、これは御指摘のように、確かに備蓄に要する

費用に比べて非常に少ない金額ではござります

が、これは数年前に比べましては飛躍的にふやし

て昭和五十年度で一千億を超えるということになつたわけでござります。

それで、この一千億は大体石油開発事業に対し

まして五割の資金供給になつておりますから、こ

の一千億をもとにいたしまして、大体その倍の石

油開発事業が毎年行われる、こういうことでござ

ります。これにつきまして、昭和五十年度にも

これをさらにふやすといふことです。予算の獲得に

努力いたしていいるのでござります。

それで、この一千億は大体石油開発事業になつておられます。これにつきまして、昭和五十年度にも

これをさらにふやすといふことです。予算の獲得に

努力いたしていいるのでござります。

○板川委員 結局備蓄をしてコストアップをする

分は國民の負担になるわけですね。ですから、國

民の税金の中から國が開発に対する十分な取り組

みをすることも結論として私は同じだろうと思つ

のですね。税金で取ろうが価値から取らうが同じ

だろうと思うので、いずれにしてもこの石油の安

定供給という根本問題が重要だ、こういうことを

私は言いたいわけです。

そこで、ひとつ伺いますが、アメリカでロック

フェラー副大統領がエネルギーの独立構造を発表

をつくって、自動車をどんどんふやして、自家用車をどんどん走らせていくといふ従来の高度成長

うな方向で努力をいたします。
○板川委員 まあまた折を見て議論したいと思ひます。

11

をつくって、自動車をどんどんぶやして、自家用車をどんどん走させていくという従来の高度成長型の石油消費のあり方というのはこの辺でやはり考える必要があるのじやないだろうか。だから、今まで、直答の文書にいろいろヒントを書いて、

○板川委員 まあまた折を見て議論したいと思ひます。
○山村委員長 米原禪君。
○米原委員 先日のフランスのランブイエで行わ
うな方向で努力をいたします。

○河本国務大臣 この点どう考えられますか。
私は二つの意味があると思うのです。一つは、日本のように全然石油の出ない国は国民経済上からいってもこの程度の備蓄などは必要である、こういう考え方が一つ。それからもう一つは、将来何らかの形で油の問題で困ったときには消費国同士がお互いに助け合おうじゃないか、こういう考え方もあるとは思いま

す。当然だと思うのです。九十日備蓄をすることが交渉を有利にするから備蓄するんだという考え方には、まさに I.E.A やキッシンジャーが述べた構想と積極的に一致しているのじゃないか。これで私は産油国との眞の友好関係を築くことにならないのじゃないか、これが大きな障害になるのじゃないかという感じが私はするのであります。

その点についても、三木首相の演説の草稿を見ますと、「産油国との対話をを行うに当たっては、

エネルギー開発 日本で言えばサンシャイン計画、こういったものにあって徹底的に金を使ってエネレギーの安室共合というのを図るべきじゃない

しかし、ランブini宣言を見ますと、産油国と消費国との国際的協力という言葉が出ております。この言葉を政府としてはどのような内容を持つあると理解されるか、まず最初にそれを伺っておきたい

すが、一番大事なのは、国民経済上この程度の油需要である、こういう考え方方が一番大きな問題點が必要である。あらう、こう思います。

ますと、「産油国との対話をを行うに当たっては、産油国に対決的とならない限度で先進消費国間の共同歩調をとるべきであり。」こう言っておりましたが、一方ではその同じ草稿の中で「IEAにおいて行ってきた諸活動の成果については高く評価している」ということも言っておられるので、この点でも矛盾しているのじゃないか、私はこう考えるのであります。しかしまあ、どうも

○河本国務大臣 エネルギー政策というものは総合的に進めていかなければならぬ、特に石油政策

価格交渉上でも必要である、こういう意味のことをお答えをおられます。資源エネルギー庁の担当官の方の話を聞いても、備蓄することは産油国との関係で立場を有利にする、交渉上有利という方をしておられます。こうした発想は備蓄を産油国に譲歩させるための手段とみなすものであつ

○河本国務大臣　日本の基本的な立場は、総理が
言われておられますように、消費国同士の間での協
調ということが必要だと思いますし、同時に、協
調ということは産油国と対決するものではない、
産油国との対話も必要である、こういう日本の立
場でも矛盾しているのじゃないか私にはこう
考えるのでありますが、いかがでありますよ
うか。

うな方向で今後エネルギー政策というものを十分検討しながら進めてまいりたいと思います。

要である、しかし同時に、産油国との対話も必要である、だから協調と対話、これを二本立てにしてエネルギー政策というものは進めていくべきである、こういう発言をされまして、大体そういう

るわけであります。さつきお話しになりました先進国首脳会議の内容について私が恐らくそうであつたろうと想像したのは、三木さんの演説の草稿というものが読売新聞に出でおりましたが、これを見ても、産油国と対決とならないようにするという発言を予定されておつたようであります。そ

産油国との対話を必要である、こういう日本の立場が今非常に特殊な立場、つまり油が今まで出ないという立場から考えまして、私は總理の意見は正しいと申すことをおもつておられるこの戦略というものは正しいと思います。

それから備蓄でございますけれども、先ほど申し上げましたように、國民經濟上この程度のことなどどうしても必要であるということと、ヨーロッ

ければ、結局新しいエネルギーの開発というのだけれどもできないのじゃないですか。この辺で、従来の高度成長で道路をよくして自家用車をぶんぶん走ら

○米原委員 私も大体そういうことだろと推測します。だが、そうなりますと、ちょっと聞かねばならないことが出るので。この九十日備考といふのは、いわば塩沢園との関係が悪化した場合に備へて、いろいろと計りきつゝいろいろのことを考へておるのです。

ういう点でも、前から三木さんの言つておられる
点からしてそれは当然だろうと思うのですが、そ
ういう発言等からすれば、交渉上有利だからとい
うことが力点に置かれたのでは考え方が違うのじ
やないか、こういうふうに考へるのです。
しかも、交渉上有利だという考え方には、何を特

はどうしても必要であるということで、ヨーロッパ各国も特にこの程度のことを目標にして進めておりますし、その価格交渉等においても、完全主義者たる筆者自身がいざる裸で交渉する場合と九十日の備蓄をもって交渉する場合は、それは結果的には若干条件が違うかもわかりませんが、それは結果論でございまして、あくまで目的は、国民経済上

これは大臣が閣議でそういう政策をとるようにはじめ、つづけてももらいたいというのを私の趣旨なんですね。いかがですか。

のと理解されるわけなんです。そういうような配置は、いまおっしゃった産油国との対話と協調、それからいま述べたランブレイエ宣言の産油国と消費国との国際的協力、こういった方向に逆行する方ではないかという印象を私は受けるのですが、

立場がそうであります。その点、例の問題のキッ
シンジャー演説というのもびつたり一致す
る考え方であります。そういうことがあるからそ
そ、IEAに対しても敵対的な組織である、
こういうことを表明しているわけでありナ

でございまして、あくまで目的は、国民経済上の程度のことは持ちたいというのが基本的な考え方であるということを申し上げたいと思います。

○米原委員 その点について前国会でわが党の間議員が質問した場合にも、一九七五年二月三日

のナショナルプレステラブでのキッシンジャー演説を引用して、こういう点に賛成なのかということとを具体的に聞きましたら、増田長官が、このキッシンジャー演説の内容には賛成したいとその辺で、當時でも言っておられるのです。そういうながら同時に、実際は備蓄を産油国に対する交渉上有利だな手段とみなすように位置づけた発言も一方では行われる。この点では問題を非常にぼかしておられるのではないか。産油国に対する交渉上有利だから備蓄するという考え方がまさにキッシンジャー構想そのものであります。また、IEAの基本的な方向であります。この点では、明らかに二つの全く違ったものをばかして言っておられるのではないか。この点が明確にならないと、私はどうもこれには賛成しがたいのです。

決である、こういうふうに断定されるのは私は反対であります。御案内のように、産油国と消費国との間には若干意思の疎通を失ったところがございまして、たとえばことしの春の産油国・消費国会議、まあ予備会談を開いたわけでござりますけれども、そこで意見の食い違いがありまして本会議を開くことができなかつたわけです。しかし、その後何回か意見の調整をいたしまして、九月の産油国・消費国の予備会談では、とにかく十分話し合意をいたしまして、十二月十六日から産油国、消費国会議で、名前が変わりまして世界経済協力大會議というふうになりましただけれども、とにかく、石油問題はもちろんだけれども、その他多くの問題も含めて十分話し合いをして、いこうじゃんか会議ということで合意ができたわけであります。でありますから、ことしの春ごろまで双方に若干の誤解があつたということは認めますけれども、その後誤解がだんだん解けまして、そうして協調的な精神で話し合いをしよう、こういう段階になつておるということはもうすでに御案内のとおりでございます。

中華書局影印
古今圖書集成

○河本国務大臣　産油国の主権は、これはもう当然尊重しなければならぬと思います。しかし、九月十日備蓄をするからといって、それが産油国の大権を侵害する方向にいつておる、それはいさざか長い目で見ればそういうやり方では危ないものになる。根本的にこの点を変える必要があるのじやないか、こう考えるわけがありますが、いかがでしよう。

御存じのように、日本は国連での天然資源の恒久主権の決議にも乗っ取っているじゃありませんか。このような姿勢からは、資源産出国をあくまで抑えて分配しようとする方向しか生まれない。私たちも主張するような平等互恵の関係は生まれないと思う。一定の話し合いは行われても、結局力で押していくようしか受け取られていいかない。彼らもそれをただ一定の妥協だとしてやるわけで、本当の解決にならない。資源の乏しいわが国にとっては、このような態度は長期的に見て歴史の流れに逆行するものであつて、安定供給を保証するためにはやはりアラブ産油国の大権を尊重するという態度を非常に明確に出す必要がある。そうやってこそ平等互恵の協調もあり得るのだ。それに差し支えになるような方向はいま打ち出すべきときではないといふうに私は考えるから、質問しているのです。アラブなどの産油国がいかに石油を武器として一定の行動をとるのは、アメリカなどに支持されたイスラエルの侵略に対抗するというだけではないと私は思っているのです。長い間天然資源を帝国主義列強に支配されてきた中で、民族の主権、資源主権を確立して、また、先進国が引き起こすインフレーションなどに对抗するためのものと考えなくちゃならぬのじやないか。IEA参加によって義務づけられる九十日備蓄というのは、明らかにそのような発展途上国の一運動に対抗する一つの手段となっているのではないか。

石油の主権を侵害する、こういう趣旨では決してございませんで、とにかく日本のように油の出ないところは国民経済上どうしてもこの程度の油を持つということが必要だ、こういう観点からスタートしておるわけでございます。

○米原委員 資源エネルギー庁で出しておられる「九十日石油備蓄の増強について」というパンフレットの中では、石油備蓄は石油企業の利益の追求のためではない、こういうことをある程度断定的に言つておられます。なぜそうなのかという点に私、若干疑問を抱くのです。確かにいま石油業界の一部には、必ずしもこれに賛成しないといふ意見もあるようでありまして、報道されております。しかし、果たして九十日備蓄は石油企業の利益と関係ないだろうか。ヨーロッパの諸国で、国の援助なしに、石油企業が自分の企業の負担で九日前後の備蓄をしているのは、どういうわけでしょうか。

日本的主要な石油企業は、メジャーの資本系列下にあります。メジャーやIEA、アメリカの基本的な方向は、あくまでも産油国などの天然資源を支配して、産油国と対決していくというものであります。その中で彼らの資源分配の利益を見出しております。日本の石油業界もその体制に組み込まれております。そのため、九十日備蓄が産油国との対抗上の有力な手段になつております。これで何で、石油備蓄が石油企業の利益にならない、こんなことが言えるのか。

まして、備蓄の費用を、資源エネルギー庁のパンフレットで言うように、国民全体で負担すべきものである、ここまで言つておられます。まるで国民全體が石油備蓄の費用を負担しなくちゃならない、こういう考え方であります。こういうのはとんでもない話じゃないか。メジャーや石油大企業占体のために国民の税金が使われるというのはどうしたことか、こういうように考へるわけです。いかがですか。

す。半分は民族資本でございます。それからアメリカは、御案内のように石油のおよそ七割が国産であります。大体三割を輸入しておる。こういうことでござりますから、アメリカの立場と日本の立場は違うのです。それからヨーロッパの立場とアメリカの立場も違いますし、ヨーロッパの立場と日本の立場も違う。こういうことから、当初に申し上げましたように、今回のパリの会談でもアメリカとフランスとの間に若干の意見の食い違いがあつて、それを日本が調整する、そういう方向でおさめたということを申し上げましたが、アメリカに日本が一〇〇%追随しておる、そういうことでは決してありませんで、日本は日本として独自の行き方をしておる、こういうふうに御理解をしていただきたいと思います。

それから九十日備蓄というものは、繰り返し申し上げて恐縮でございますけれども、私は、日本のように油が全然出ない国、しかもこの油を使って産業が動き、社会が動いておる、こういう国では、どうしても国民経済上九十日程度は必要である、むしろそれ以上必要であるかもわかりませんが、少なくとも九十日は必要である、こういう観点に立って備蓄をするわけでありますから、やはり備蓄の費用等につきましては国民経済全体が負担をする、そういうことが妥当である、こういうふうに考えておるということを御理解していただきたいと思います。

○米原委員 それではさらに聞きますが、九十日備蓄のために五年間で一兆二千億円という莫大な金額がかかると言われますが、九十日備蓄のための政府の助成、投資とか融資とか、そういうものは五年間でどのくらいになりますか。

○増田政 府委員 お答えいたします。

昭和五十年度を初年度といたしまして、五十四年度までの九十日備蓄達成のための政府のいわゆる助成コストの金額は、合計いたしまして九百七十五億四千百万円という計算でございます。具体的な内容につきましては、大部分が利子補給あるいは低利の特別融資という形、それからそれ以外

産者が所管いたしております石油業でございますので、通産省いたしましても責任を持ちまして、防災の問題については石油業者に対しまして十分監督をしていくつもりでございます。また、

具体的には防災の問題は消防庁の所管の問題その他もございますが、十分連絡をとり合って、決してその責任の不明確ということではなくて、先ほど申し上げましたように、所管業種として、担当官庁としての責任を十分果たすつもりであります。それなくしてはこの備蓄計画が達成できない

ということを私ども考えております。

○近江委員 コンビナート防災法の制定に伴いまして、既存のコンビナートも規制の対象になってくるわけであります。しかしながら、そのうち、施設の配置と面積、いわゆる工場のレイアウトに關しましては、新法の基準に該当しないものでも既存のものは変更命令ができるないということになっておるわけであります。そういういたしますと、危険施設をそのまま放置することになりかねないわけであります。これであります、どのように対処なさるか、指導方針についてお聞きしたいといふことが一点であります。

そこで、一例を申し上げたいと思うのですが、たとえば既存の密集地域でのコンビナートで、新法のレイアウト基準に該当させるために、備蓄タンクの間引きなどを行政指導なさるお考へはないかどうか。この二点につきましてお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 石油コンビナート等灾害防止法案におきまして、石油と高圧ガスの両方が混在いたしますものにつきまして配慮規制がかかつておられまして、ただいま先生御指摘のように、石油のみを取り扱います石油備蓄基地につきましては施設の配置が比較的単純でございまして、御存じのように、タンクの間隔をどうするとか、防油堤をどうするとか、それからどれくらいの敷地に幾つのタンクを置くとか、こういうことでござい

ますので、これらにつきまして消防法に基づくいろいろの規制、現在それを改正というう案が私どもの方との間でいろいろ検討されておるわけでございまして、これによりまして十分防災の確保を図り得る、こういうふうに考えております。

また、御指摘ありましたタンクと付近との間の距離その他の問題につきましても、たとえば散水施設を設けるその他を義務づけることによりまして、いまの防災上の問題についての解決を図りました、こういうふうに考えております。

○近江委員 石油備蓄基地の防災体制の場合、たとえば日石の喜入基地のごとく人口密集の都市部から比較的離れた地域に立地する場合が多いのじやないかと思うわけであります。この場合、市町村の消防組織よりもむしろ基地内の防災組織が重要な役割を担つていくように私は思うわけであります。その場合、防災設備の完備はもちろんのこと、人に對する教育訓練、実地訓練が非常に大切じゃないかと思うわけであります。これに對しまして通産省としてはどのように関与していくことになるのか、具体的な指導方針等があればお聞きしたいと思うわけであります。

○増田政府委員 ただいま御指摘のありました石油基地における消防消火設備、あるいは防災に対する体制、それから防災に當たるべき人間の教育の問題、それから会社自身が行わなければならぬ点が非常に多いと思うわけでございまして、この点につきましては私どもの方からも非常に強く各石油企業に対しまして行政指導の形で万全を期するよう指導いたしております。先般三菱石油のはこれに関する検討会、協議会その他を設けまして、各種の指導をいたしておるところでございま

りますが、石油の備蓄基地だけの場合もこの種の共同研究が必要じゃないかと思うわけであります。が、現状と、また今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 先般、水島の事故がありました後、石油連盟の中防災のための協議会というものを設けまして、ここで各会社の防災担当の専門家が共同して防災体制をいかに確立するかということを検討いたしております。これらにつきましては、私どもの方からも担当官を出して協議をさせているということでございます。

○近江委員 こうした備蓄基地をつくっていくとやはり環境破壊を防止するための基本的な要件でありますいわゆる環境影響の事前評価すなわちアセスメントにつきまして、その審査手続あるいはヘル等につきまして政府としてはまだ摸索の段階じやないかと思うわけであります。これに力言っておるわけでございますが、現在どうなつておるかということであります。この点はどうですか。

○増田政府委員 この基地を建設いたします前に各種の環境に関する調査が必要なわけでございまして、現在これは各種の進出企業が事前に行っているところでございますが、それのみではなくて、昭和五十年度予算はわずかな金額ではございますが、五億円を計上いたしまして、各府県で安全のための調査を事前に行うということで補助金の形で交付するという制度を開いております。これにつきましては、来年度も引き続き備蓄基地建設予定の府県におきまして、事前の環境調査を行つたうための補助金を国から交付するという制度をしておりま

りますが、石油の備蓄基地だけの場合もこの種の安全基準が世界的にも最低条件ということが言われてゐるわけで、わが国の安全基準はその二分の一に

も達しておらない、そういう心配がされておるわけですが、そういう点については研究なさっておられますか。

○増田政府委員 パイプライン法というものがたしか二年前に国会で成立いたしましたと思ひます。これに基づきまして各種の技術基準をその当時つけておりまして、政令、省令の形で出してあります。ただ、これにつきましては、その後の情勢ます。ただ、これにつきましては、その後の情勢で、現在、七月からパイplineの技術基準を含めまして、今後のパイpline事業をいかに持つていかということにつきまして協議会を開いております。

ただ、先ほど先生がおっしゃられましたように、日本の技術基準が世界において非常に低いというふうには私どもは考えておりませんで、相当な安全度その他を踏まえた技術基準を先般つくつたつもりでございますが、しかし、いろいろの情勢が変わりますので、これらにつきまして、先ほど申しましたような協議会で、さらに専門の技術の教授の方々を動員いたしまして見直しているというのが現状でございます。

○近江委員 こういうことは、もう一たび事故が起きると取り返しがつかない、またいろいろな点で波及をしていくわけでありますので、これは政府にとってそれほど大仕事でもないはずですかど申しましたような協議会で、さらに専門の技術の教授の方々を動員いたしまして見直している

それから、この備蓄法案が先国会流れまして、衆議院でまたこのようにかかるわけでありますが、五十年度に計上されおりました予算は大部分未使用であると私も思うわけですが、個別企業対策などで使用済みのものがありましたならば、その内容につきまして説明していただきたい

とお答えいたしました。

原油の融資資金というものがござりますが、これにつきましては、すでにこれを実行いたしましたのが七百四十九億円、これは石油開発公団を通しまして原油購入資金の九割を供給するというものがございます。さらに、現在これに二百四十二億円を追加することで手続中でございます。

それから、個別企業に対しまして、備蓄施設を建設いたしますための融資の制度といたしまして、日本開発銀行等の融資制度がございます。これは二百億円を組んでおりますが、現在までのところ非常に少ない金額しか出しておりません、一つには、水島の事故以降、タンク設置に關します基準の改定作業が行われておりますために、消防署の方でタンクの新設につきまして一応しばらく待つようにということがありますために、これがおくれであるというのが実態でございます。

それから、石油特別会計からの支出といたしましては、利子補給金のうちの二十二億円は支出済みでございますが、なお残りの分につきましては、現在手続中あるいは年度末までに出すということで計画いたしております。

○近江委員 財投の本年度の計画を見ても、まず、共同備蓄会社の備蓄施設に対する融資につきまして、石油開発公団からの融資条件のうち、まだ金利がはつきり決まっておらないというようなことも聞いておるわけですが、その点についてはどうなんですか。

○増田政府委員 五十年度からの予算の中に、新しい制度といたしまして、共同備蓄会社に対しまず石油開発公団の出資及び施設建設に関する融資がございます。これにつきましては、先生が御指摘になりましたように、現在未使用でございます。共同備蓄会社の計画につきましては現在幾つかあります、まだこれが具體化の段階に至っておりませんので、そのため、この出資勘定三十億円用意しておりますが、まだ未使用でございます。それから、もう一つ御指摘がありました共同備蓄会社に対する融資制度、これは五十億円計上しております。必要資金の八割を融資するというこ

とになつておりますが、この利子率につきましては現在まだ大蔵省と折衝中でございまして、私どもの方はできるだけ低いものに持つていただきたいということでやつておりますが、現在まだこの利子率は決まっておらないということは御指摘のところです。

○近江委員 昭和五十四年度までの石油備蓄五年計画の全体の資金計画が、一兆二千八百億といふ非常に膨大な数字が示されておるわけですが、今回OPECが原油を一〇%値上げをいたしました。そこで、その点これは見直しをなさるのかどうか。その場合、原油代金あるいはタンク設備、用地費などの内訳はどのようになっておるかという問題であります。

それから、もう時間がありませんからまとめてお聞きしますが、いずれにしても、こうした石油備蓄に伴つて莫大な費用がかかるわけであります。車をさらに乗せをしていく、それがまた高騰に拍車をかける、こういう点について政府としてはどういうようにお考えになつておるか。

以上二点をお伺いして、私の質問を終わります。

○増田政府委員 今後五年間の所要資金といたしまして一兆二千八百億円という計算をいたしておりますが、ただいま先生からおっしゃられましたように、原油代が上がれば、それだけこの中に組んでおります原油代金の算定が低いということになるわけでございます。現在組んでおりますのは、キロリットル当たり二万二千円で、必要な原油約三千万キロリットル、六千六百億円という計算になつておりますので、今回のOPECの値上がりが約一割ありますから、その分がまだ算定されないわけでございます。現在これにつきまでは、キロリットル当たり二万二千円で、必要な原

まして、この算定が訂正されなければならないわけでございます。

ただ、それ以外につきましては、十万キロリットルのタンクの建設費といたしまして十億円で計算いたしております。それはそう動かないと思つています。大体最近の価格で計算いたしておりでございます。

○近江委員 それでは終わります。

○河本国務大臣 いま最後に御指摘になりました問題は、いずれも重大な問題ばかりでございます。今後とも石油政策を進めていく上におきまして少しあげておるのではないかと思つています。大体最近の価格で計算いたしておりでございます。

ただ、それ以外につきましては、十万キロリットルのタンクの建設費といたしまして十億円で計算いたしております。それはそう動かないと思つています。大体最近の価格で計算いたしております。また、土地代その他につきましても、むしろ少し高めになっておるのではないかと思つています。大体最近の価格で計算いたしております。

○近江委員 それでは終わります。

○田中(六)委員長代理 宮田早苗君

○宮田委員 最初に、備蓄の主体者についてお伺いいたします。

備蓄目標達成につきましては国民的な合意が必要であることでございますが、これはコストから國の助成いたします費用を除きまして、大体一千五百七十円前後というものが負担になるわけですが、こういう費用という点において非常に負担を強いるのではないか。これだけインフレ、不況という中で、いろいろな厳しい条件で非常にみんな苦しんでおるわけですが、この膨大なコストをさらに上乗せをしていく、それがまた高騰に拍車をかける、こういう点について政府としてはどういうようにお考えになつておるか。

以上二点をお伺いして、私の質問を終わります。

○増田政府委員 今後五年間の所要資金といたしまして一兆二千八百億円という計算をいたしておりますが、ただいま先生からおっしゃられましたように、原油代が上がれば、それだけこの中に組んでおります原油代金の算定が低いということになるわけでございます。現在組んでおりますのは、キロリットル当たり二万二千円で、必要な原

かなければならぬと思います。最後に大臣の決意をお聞きして、私の質問を終わります。

○河本国務大臣 いま最後に御指摘になりました問題は、いずれも重大な問題ばかりでございます。今後とも石油政策を進めていく上におきまして少しあげておるのではないかと思つています。大体最近の価格で計算いたしております。また、土地代その他につきましても、むしろ少し高めになっておるのではないかと思つています。大体最近の価格で計算いたしております。

ただ、それ以外につきましては、十万キロリットルのタンクの建設費といたしまして十億円で計算いたしております。それはそう動かないと思つています。大体最近の価格で計算いたしております。

○近江委員 それでは終わります。

○宮田委員 では次に、タンクの建設用地の確保の問題についてお聞きいたします。

この備蓄計画は、昭和五十四年度末までに九千五百億円を保有するというとに目標がなつておる問題点はありますけれども、ぜひとも万難を排してやつていただきたいというように考えております。大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○河本国務大臣 ごもっとも御質問でございまして、国民経済上今回の備蓄政策はどうしてもやらなければならぬ問題でございますので、いろいろ問題点はありますけれども、ぜひとも万難を排してやつていただきたいというように考えております。

○宮田委員 では次に、タンクの建設用地の確保の問題についてお聞きいたします。

ます。これに要する用地といたしましては二千三百万平方メートルとなることになるのじゃないかと思う。建設用地の確保には、昨今の石油に関する事故等で、石油アレルギーからきわめて困難な情勢になつておると考えます。政府は昭和五十一年度予算に石油備蓄立地交付金を計上して、地域社会の建設また整備費を交付する方針を出しておりますが、広く地域住民の理解を得るためにあります。広く地域住民の理解を得るために、ただ資金の交付のみにとどまることなしに、安全保守・防災・環境対策の万全を図る体制を政府主導のもとに実施すべきであると思っておるわけですが、そういう問題についてどうお考えか、お聞かせ願います。

○増田政府委員 ただいまのような考え方で、私

も五十年度予算につきましては、たとえば石油の備蓄施設につきまして立地促進の交付金とい

うものを八十一億円要求いたしております。これ

は石油基地を建設いたします町村あるいはその近

隣の市町村に対しまして、各種の社会資本の充実

その他を行つたための交付金でございます。それか

らもう一つは、これは本年度の予算からあります

が、施設の安全対策調査費の補助金というものを

府県に交付するということで、安全調査をいたす

という形で要求をいたしております。

それから、いま先生から御指摘のありました、

備蓄基地の用地を国みずから取得して備蓄を促進

すべきではないかという点でございますが、これ

につきまして私どももいろいろ検討いたしたわけ

でございますが、やはりこの備蓄の主体は民間企

業で、これに対する政府が応援するという形で

が十分PRに努めるとか、あるいは地域住民のコ

ンセンサスを得るよう努力するということでおこ

れを応援する立場にはあるわけでございますが、

だ、この備蓄の必要性その他につきましては政府

直接の取得をいたしますのは民間企業がやるとい

う形になつております。

それからもう一つ、制度といたしましては、共同備蓄会社といふことで、各企業が個別企業だけではなくなかなか備蓄基地の建設がむずかしい場合に、半分が出資をする、これは具体的に申しますと、石油開発会社の出資金といふことによりまして共同備蓄会社をつくりまして、これが備蓄基

地の建設に当たるということを考えております。

共同備蓄会社がいわゆる第三セクター的な役割を果たすということで、國が直接土地の取得を行

うわけではございませんが、しかし、國の資金が半分入っております会社が土地の取得その他を行

う、こういう形で今後の備蓄制度の推進を行いた

いというふうに考えております。

○宮田委員 さつきの質問と関連いたしますが、原油代を除いても一兆数千億円必要になるのじゃないか、こう思われるわけでございますが、この資金を石油関連諸税の有効活用等で確保するよう

な考え方はないのかどうか。これは再度の質問に

なると思ひますが、お聞かせ願いたいと思いま

す。

○増田政府委員 ただいま宮田先生がおっしゃられました、備蓄コストの製品価格へのね返りが四千七百円という計算は、これは備蓄をいたしました数量に割り掛けますとただいまおっしゃられましたような四千円あるいは四千円以上という計算になるわけでございますが、しかしながら、いまの備蓄コストはその石油総販売量に対してもかかるべきものと私ども考えておるわけでございます。

そういう意味で、年間の売り上げに対しましてどうぞいまして、そのうち石油関係に向けられておりましたところでは、ただいまおっしゃられましたが非常にわずかでございます。現実には、

関税收入約千五百億円のうちの二割ないし二割五

分程度が石油開発及び石油備蓄用の費用として充

當されておるというのが現状でございます。そ

ういう意味で、石油を税源といたしました収入が、現在はほとんどその大部分が道路に向かれておるわけでございます。私どもも道路の重要性につきましては、必ず民間がこれを行つた

べきでございます。私どもも道路の重要性につ

いてこれを否定するわけではございませんが、し

かしながら、石油関係の諸税が石油に戻つてくる

のが非常にわずかであるという点については、こ

れができるだけ大きくしたい、これを拡大いたし

たいということを希望はいたしておるわけでござ

ります。

○宮田委員 次に、備蓄に伴うコストアップ分の負担についてお聞きいたします。

石油産業は、御存じのように現実の問題として

いたします。当面の緊急措置についてであります。

○宮田委員 最後でございますが、大臣に御質問いたしました。当面の緊急措置についてであります。

石油産業は、御存じのように現実の問題として

いたします。

○宮田委員 ちょっといまの宮田先生の御質問に對しまして、私から大臣の答弁について若干

補足をさせていただきたいと思いますが、御存じ

のよう石油企業は、中東戦争の後の大幅な原

価格の値上げによりまして、非常な苦況にあるわ

けでございます。昭和四十八年度下期の決算から

大部分の会社が赤字でございまして、この累積赤

字が非常に多くなっております。また、これがい

わゆる決算として発表されております数字に対し

備蓄分のコストアップは、現行価格で試算いたしましたも一キロリットル四千七百円以上ということがあります。仮に政府が、共同備蓄会社への出資、それから民間企業への融資、また融資に対する特利とか利子補給などの助成策をとられたといましても、四千円以上になるものと思われます。

〔田中（六）委員長代理退席、委員長着席〕

これらのことの負担は欧米諸国では製品価格に転嫁することが認められておりますけれども、

わが国におきましてはその保障が全くないのでございまして、この点について国民生活の安定と物価対策等の観点からも政府の対処の仕方を御説明願いたいと思います。

○増田政府委員 ただいま宮田先生がおっしゃられました、備蓄コストの製品価格へのね返りが四千七百円という計算は、これは備蓄をいたしました数量に割り掛けますとただいまおっしゃられましたような四千円あるいは四千円以上という計算になります。

○増田政府委員 現在石油関係の諸税といたしましてその収入が一兆二千億を超えておるわけでございまして、そのうち石油関係に向けられておりましたところでは、ただいまおっしゃられましたが非常にわずかでございます。現実には、

関税收入約千五百億円のうちの二割ないし二割五

分程度が石油開発及び石油備蓄用の費用として充

當されておるというのが現状でございます。そ

ういう意味で、石油を税源といたしました収入が、現在はほとんどその大部分が道路に向かれておるわけでございます。私どもも道路の重要性につきましては、必ず民間がこれを行つた

べきでございます。私どもも道路の重要性につ

いてこれを否定するわけではございませんが、し

かしながら、石油関係の諸税が石油に戻つてくる

のが非常にわずかであるという点については、こ

れができるだけ大きくしたい、これを拡大いたし

たいということを希望はいたしておるわけでござ

ります。

○宮田委員 次に、備蓄に伴うコストアップ分の負担についてお聞きいたします。

石油産業は、御存じのように現実の問題として

いたします。

○宮田委員 最後でございますが、大臣に御質問

いたしました。当面の緊急措置についてであります。

石油産業は、御存じのように現実の問題として

いたします。

○宮田委員 ちょっといまの宮田先生の御質問に對しまして、私から大臣の答弁について若干

補足をさせていただきたいと思いますが、御存じ

のよう石油企業は、中東戦争の後の大幅な原

価格の値上げによりまして、非常な苦況にあるわ

けでございます。昭和四十八年度下期の決算から

大部分の会社が赤字でございまして、この累積赤

字が非常に多くなっております。また、これがい

わゆる決算として発表されております数字に対し

ます。これに要する用地といたしましては二千三

百万平方メートルとなることになるのじゃないか

と思う。建設用地の確保には、昨今の石油に関する事故等で、石油アレルギーからきわめて困難な情勢になつておると考えます。政府は昭和五十一年度予算に石油備蓄立地交付金を計上して、地域社会の建設また整備費を交付する方針を出しておりますが、広く地域住民の理解を得るためにあります。広く地域住民の理解を得るために、ただ資金の交付のみにとどまることなしに、安全保守・防災・環境対策の万全を図る体制を政府主導のもとに実施すべきであると思っておるわけですが、そういう問題についてどうお考えか、お聞かせ願います。

○増田政府委員 ただいまのような考え方で、私

も五十年度予算につきましては、たとえば石油の備蓄施設につきまして立地促進の交付金とい

うものを八十一億円要求いたしております。これ

は石油基地を建設いたします町村あるいはその近

隣の市町村に対しまして、各種の社会資本の充実

その他を行つたための交付金でございます。それか

らもう一つは、これは本年度の予算からあります

が、施設の安全対策調査費の補助金というものを

府県に交付するということで、安全調査をいたす

という形で要求をいたしております。

それから、いま先生から御指摘のありました、

備蓄基地の用地を国みずから取得して備蓄を促進

すべきではないかという点でございますが、これ

につきまして私どももいろいろ検討いたしたわけ

でございますが、やはりこの備蓄の主体は民間企

業で、これに対する政府が応援するという形で

が十分PRに努めるとか、あるいは地域住民のコ

ンセンサスを得るよう努力するということでおこ

れを応援する立場にはあるわけでございますが、

だ、この備蓄の必要性その他につきましては政府

直接の取得をいたしますのは民間企業がやるとい

う形になつております。

それからもう一つ、制度といたしましては、共

同備蓄会社といふことで、各企業が個別企業だけ

した事故等で、石油アレルギーからきわめて困難な情勢になつておると考えます。政府は昭和五十一年度予算に石油備蓄立地交付金を計上して、地

域社会の建設また整備費を交付する方針を出して

おりますが、広く地域住民の理解を得るためにあります。広く地域住民の理解を得るために、ただ資金の交付のみにとどまることなしに、安全保守・防災・環境対策の万全を図る体制を政府主導のもとに実施すべきであると思っておるわけですが、そういう問題についてどうお考えか、お聞かせ願います。

○増田政府委員 ただいまのような考え方で、私

も五十年度予算につきましては、たとえば石油の備蓄施設につきまして立地促進の交付金とい

うものを八十一億円要求いたしております。これ

は石油基地を建設いたします町村あるいはその近

隣の市町村に対しまして、各種の社会資本の充実

その他を行つたための交付金でございます。それか

らもう一つは、これは本年度の予算からあります

が、施設の安全対策調査費の補助金というものを

府県に交付するということで、安全調査をいたす

という形で要求をいたしております。

それから、いま先生から御指摘のありました、

備蓄基地の用地を国みずから取得して備蓄を促進

すべきではないかという点でございますが、これ

につきまして私どももいろいろ検討いたしたわけ

でございますが、やはりこの備蓄の主体は民間企

業で、これに対する政府が応援するという形で

が十分PRに努めるとか、あるいは地域住民のコ

ンセンサスを得るよう努力するということでおこ

れを応援する立場にはあるわけでございますが、

だ、この備蓄の必要性その他につきましては政府

直接の取得をいたしますのは民間企業がやるとい

う形になつております。

それからもう一つ、制度といたしましては、共

同備蓄会社といふことで、各企業が個別企業だけ

した事故等で、石油アレルギーからきわめて困難な情勢になつておると考えます。政府は昭和五十一年度予算に石油備蓄立地交付金を計上して、地

域社会の建設また整備費を交付する方針を出して

おりますが、広く地域住民の理解を得るためにあります。広く地域住民の理解を得るために、ただ資金の交付のみにとどまることなしに、安全保守・防災・環境対策の万全を図る体制を政府主導のもとに実施すべきであると思っておるわけですが、そういう問題についてどうお考えか、お聞かせ願います。

○増田政府委員 ただいまのような考え方で、私

も五十年度予算につきましては、たとえば石油の備蓄施設につきまして立地促進の交付金とい

うものを八十一億円要求いたしております。これ

は石油基地を建設いたします町村あるいはその近

隣の市町村に対しまして、各種の社会資本の充実

その他を行つたための交付金でございます。それか

らもう一つは、これは本年度の予算からあります

が、施設の安全対策調査費の補助金というものを

府県に交付するということで、安全調査をいたす

という形で要求をいたしております。

それから、いま先生から御指摘のありました、

備蓄基地の用地を国みずから取得して備蓄を促進

すべきではないかという点でございますが、これ

につきまして私どももいろいろ検討いたしたわけ

でございますが、やはりこの備蓄の主体は民間企

業で、これに対する政府が応援するという形で

が十分PRに努めるとか、あるいは地域住民のコ

ンセンサスを得るよう努力するということでおこ

れを応援する立場にはあるわけでございますが、

だ、この備蓄の必要性その他につきましては政府

直接の取得をいたしますのは民間企業がやるとい

う形になつております。

それからもう一つ、制度といたしましては、共

同備蓄会社といふことで、各企業が個別企業だけ

した事故等で、石油アレルギーからきわめて困難な情勢になつておると考えます。政府は昭和五十一年度予算に石油備蓄立地交付金を計上して、地

域社会の建設また整備費を交付する方針を出して

おりますが、広く地域住民の理解を得るためにあります。広く地域住民の理解を得るために、ただ資金の交付のみにとどまることなしに、安全保守・防災・環境対策の万全を図る体制を政府主導のもとに実施すべきであると思っておるわけですが、そういう問題についてどうお考えか、お聞かせ願います。

○増田政府委員 ただいまのような考え方で、私

も五十年度予算につきましては、たとえば石油の備蓄施設につきまして立地促進の交付金とい

うものを八十一億円要求いたしております。これ

は石油基地を建設いたします町村あるいはその近

隣の市町村に対しまして、各種の社会資本の充実

その他を行つたための交付金でございます。それか

らもう一つは、これは本年度の予算からあります

が、施設の安全対策調査費の補助金というものを

府県に交付するということで、安全調査をいたす

という形で要求をいたしております。

それから、いま先生から御指摘のありました、

備蓄基地の用地を国みずから取得して備蓄を促進

すべきではないかという点でございますが、これ

につきまして私どももいろいろ検討いたしたわけ

でございますが、やはりこの備蓄の主体は民間企

業で、これに対する政府が応援するという形で

が十分PRに努めるとか、あるいは地域住民のコ

ンセンサスを得るよう努力するということでおこ

れを応援する立場にはあるわけでございますが、

だ、この備蓄の必要性その他につきましては政府

直接の取得をいたしますのは民間企業がやるとい

う形になつております。

それからもう一つ、制度といたしましては、共

同備蓄会社といふことで、各企業が個別企業だけ

した事故等で、石油アレルギーからきわめて困難な情勢になつておると考えます。政府は昭和五十一年度予算に石油備蓄立地交付金を計上して、地

域社会の建設また整備費を交付する方針を出して

おりますが、広く地域住民の理解を得るためにあります。広く地域住民の理解を得るために、ただ資金の交付のみにとどまることなしに、安全保守・防災・環境対策の万全を図る体制を政府主導のもとに実施すべきであると思っておるわけですが、そういう問題についてどうお考えか、お聞かせ願います。

○増田政府委員 ただいまのような考え方で、私

も五十年度予算につきましては、たとえば石油の備蓄施設につきまして立地促進の交付金とい

うものを八十一億円要求いたしております。これ

まして、実質的にはさうに大幅な赤字になつております。そういうのが現状でございます。

そういうような状況にあるにもかかわらず、今回備蓄につきまして企業に対してこれの実施主体というものを要請しておるわけでございます。これは石油産業というものを担当する以上、やはり九十日の備蓄といふものを持つのが、私は石油産業を営むものとしての社会的責任として必要だと思いますが、しかしながら、冒頭に申し上げましたように、経理状況その他からいいますと非常に苦しいという状況にあります。そのためには政府としてもできるだけの支援を行わなければなりません。これは金銭的な支援のみならず、また備蓄の問題につきまして国民のコンセンサスを得てこれが推進できるようしなければならないということで、私ども国としてもその責任は重大だと思っております。

今回の備蓄法は、石油の備蓄を計画的に行うと

いうことと、石油の備蓄数量を保有させる義務づけを内容といたしておりますが、この点、この法律だけでなく、やはり国の支援というものが必要だと思ひますし、また、他面において国民のこれに対する協力というものが必要だと考えております。

○宮田委員 終わります。

○山村委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

〔速記中止〕

○山村委員長 速記を始めてください。

○山村委員長 内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する質疑は先ほど終了いたしておりま

す。

本案に対し、田中六助君外四名より、自由民主

党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党五党共同提案に係る修正案が提出され

ております。

この際、修正案について提出者より趣旨の説明を求めます。田中六助君。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に
対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中(六)委員 ただいま提案いたしました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしております。

この修正案は、中小企業信用補完制度を拡充して中小企業者の資金調達を円滑ならしめるため、無担保保険の付保限度額を現行の五百萬円から八百万円に引き上げようとするものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○山村委員長 以上で修正案の趣旨説明は終りました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聽取いたします。

○山村委員長 以上で修正案の趣旨説明は終りました。

○山村委員長 附帯決議をお願い申し上げま

す。

○中村(重)委員 ただいま提案いたしました附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光君。

重光君。

○中村(重)委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を説明申し上げます。

四 信用保証協会の保証つき融資の金利引下げにつき厳重に指導するとともに、中小企業信

用保険公庫の保険料率の引下げ等によって保証料率の引下げを図ること。

以上であります。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、案文及び審査の過程により御理解をいただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○山村委員長 本件に對し、田中六助君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新

共同、公明党及び民社党五党共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光君。

重光君。

○山村委員長 起立總員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○河本国務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を体しまして、行政に万遍漏なきを期していきたいと存じます。

○山村委員長 起立總員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○河本国務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を体しまして、行政に万遍漏なきを期していきたいと存じます。

○山村委員長 次に、内閣提出、石油備蓄法案を議題といたします。

○山村委員長 本件に対する質疑は先ほど終了いたしております。

○山村委員長 本件に対する質疑は先ほど終了いたしました。

両案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山村委員長 次回は、来る二十一日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十八分散会

改める。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果、昭和五十一年度においては保険金
の支払増加額は、約七億円の見込みである。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
に対する修正案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三条の三の改正規定の前に次のように加える。
第三条の二第一項中「五百万円を超える」を「八百万円を超える」に改め、同条第三項中「五百萬円」を「八百万円」に、「こえない」を「超えない」に改める。
附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 中小企業信用保険法の一部を改正する法律
(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「五百万円」を「八百万円」に改める。

3 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に關する法律(昭和四十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五百万円」を「八百万円」に

昭和五十年十一月二十九日印刷

昭和五十年十一月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

G